

資料編

消費者契約法条文（抜粋）

第一章 総則

第一条（目的）

この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。

- 2 この法律（第四十三条第二項第二号を除く。）において「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。
- 3 この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。
- 4 この法律において「適格消費者団体」とは、不特定かつ多数の消費者の利益のためにこの法律の規定による差止請求権を行使するのに必要な適格性を有する法人である消費者団体（消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第八条の消費者団体をいう。以下同じ。）として第十三条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

第三条（事業者及び消費者の努力）

事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供しよう努めなければならない。

- 2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解しよう努めるものとする。

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し

第四条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 重要事項について事実と異なることを告げること。 当該告げられた内容が事実であるとの誤認
 - 二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認
- 2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。
- 3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。
- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
 - 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
- 4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。
- 一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

- 5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第五条（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

- 2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

第六条（解釈規定）

第四条第一項から第三項までの規定は、これらの項に規定する消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

第七条（取消権の行使期間等）

第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

- 2 会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

第二節 消費者契約の条項の無効

第八条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
 - 二 事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
 - 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
 - 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
 - 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき（当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。）に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項
- 2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。
- 一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合
 - 二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

第九条（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める

条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

- 二 当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの 当該超える部分

第十条（消費者の利益を一方的に害する条項の無効）

民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

第三節 補則

第十一条（他の法律の適用）

消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力については、この法律の規定によるほか、民法及び商法の規定による。

- 2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し及び消費者契約の条項の効力について民法及び商法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

消費者契約法に関するこれまでの経緯

内閣府消費者委員会事務局

1 消費者契約法の位置付け

消費者契約法は、国民生活審議会等による審議等を経て、平成 12 年 4 月 28 日に成立、平成 13 年 4 月 1 日から施行された法律であるところ¹。

消費者契約法は、従来 of 適用対象を厳格に画した取締法規の性質も包含していた特別法（例えば特商法や割販法など）とは異なり、広く消費者・事業者間の契約に適用される、契約ルールであり、法律の構造を階層式にたとえた場合、三階建て部分の二階部分に位置づけられているところ²。

2 学界

消費者契約法については、同法制定前・制定当初から様々な見解・意見が発表されていたところ³。

消費者契約法は昨年施行から 10 年を迎え、これを機に学会においても消費者契約法が大きく取り上げられたほか⁴、施行時からの裁判例の整理の試みも多数なされているところ⁵。

3 判決

消費者契約法に関する裁判例等の概況については、[参考資料 3](#)のとおり。

¹ 消費者契約法の検討経緯については、消費者庁企画課編「逐条解説消費者契約法[第 2 版]」607 頁以下を参照されたい。

² 司法研修所編「現代型民事紛争に関する実証的研究 現代型契約紛争(1)消費者紛争」46 頁などを参照。

³ 多数の論文が発表されているがここでは紹介を省略する。

⁴ 消費者契約法は 2011 年の日本私法学会におけるシンポジウムのテーマのひとつとして取り上げられ、角田美穂子「消費者契約法の私法体系上の独自性」、後藤巻則「契約締結過程の規律の進展と消費者契約法」、大澤彩「消費者契約法における不当条項リストの現状と課題」、山本豊「消費者契約法 10 条の生成と展開」、笠井正俊「適格消費者団体による差止請求に関する諸問題」、松本恒雄「消費者契約法の 10 年と今後の課題 民法（債権法）改正との関係を含めて」の各報告がなされた（これら報告については N B L 958 号、959 号に掲載）。また、法律時報（2011 年 7 月号）は、「特集 消費者契約法をめぐる法の展望 消費者契約法施行 10 年に寄せて」として、宮下修一「契約の勧誘における情報提供」、丸山絵美子「消費者取消権」、野澤正充「不当条項規制の意義と展望」等の各論文が掲載されている。

⁵ 宮下修一「消費者契約法 4 条の新たな展開 「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向（1）～（3）」（国民生活研究第 50 巻第 2 号～4 号）、坂東俊矢・五條操「事例にみる消費者契約法における不当条項」（新日本法規）などがある。

4 改正に向けての動き

消費者契約法が成立した国会（第147回通常国会）において、5年を目途に必要なに応じて法の見直しを含む適切な措置を講ずることが付帯決議とされていたところ【資料1】。

上記国会における付帯決議及び消費者基本計画（平成17年4月閣議決定）を踏まえ、国民生活審議会消費者政策部会（当時）に「消費者契約法評価検討委員会」が設置され、平成19年1月から8月まで9回にわたり開催され⁶、「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」がとりまとめ、公表されているところ⁷。

平成19年11月、独立行政法人国民生活センターが、「調査研究報告 消費生活相談の視点からみた消費者契約法の在り方」をとりまとめ、公表されているところ⁸。

内閣府消費者委員会が平成23年8月26日に消費者契約法の改正に向けた検討についての提言⁹を行い、民法（債権関係）改正の議論と連携しつつ、消費者庁に対して早急に消費者契約法の改正の検討作業に着手するよう求めたところ【資料2】。

内閣府消費者委員会では、消費者庁における検討作業の進展に合わせて委員会で本格的な調査審議を行いうる体制が整うまでの間、事前の準備作業として、論点の整理や選択肢の検討等を行うための調査作業チームを運営することとされ、平成23年12月からほぼ月1回のペースで検討が行われているところ。

なお、日本弁護士連合会は平成24年2月16日に、消費者契約法改正試案を公表しているところ⁹（[参考資料5](#)）。

また、消費者庁は、平成24年6月、「平成23年度消費者契約法（実体法部分）の運用状況に関する調査結果報告」を公表しているところ¹⁰。

⁶ <http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/keiyaku.html>

⁷ <http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/hokokusyo/hokokusyo.html>

⁸ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20071109_2.pdf

⁹ http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120216_2.pdf

¹⁰ <http://www.caa.go.jp/planning/23keiyaku.html>

【資料 1】

国会における附帯決議

1 消費者契約法案に対する附帯決議

衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議（平成 12 年 4 月 14 日）

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 立法趣旨や各条項の解釈等、当委員会の審議を通じて明らかにされた本法の内容について、消費者、事業者、各種の裁判外紛争処理機関、都道府県及び市町村自治体における消費者行政担当者等に十分周知徹底すること。

2 消費者契約に係る紛争の簡易、迅速な解決を図るため、裁判外の紛争処理機関の強化を図ること。

特に、

(1) 国民生活センター、都道府県及び市町村自治体に設置された消費生活センターが、消費者契約に係る紛争の解決について果たすべき役割の重要性にかんがみ、その充実・強化を図ること。都道府県及び市町村自治体に対しても、その住民が身近な消費生活センターで消費者契約に係る適切な情報提供、苦情相談、苦情処理が受けられる体制を確保されるよう要請すること。

(2) 消費生活センターにおいて、消費者契約に係る紛争(トラブル)についての相談、あっせんを行っている消費生活相談員は、その専門的な知識を基に本法を活用した消費者利益の擁護のために重要な役割を果たすことが期待されることにかんがみ、その育成・人材の確保及び本法のみならず民法や各般の個別法を総合的に活用できる専門性の向上のため、適切な施策の実施を行うこと。

(3) 都道府県等において条例で設置されている苦情処理委員会が、消費生活センターと手続的連続性を有しながら、消費者契約に係る紛争を解決するための公正かつ中立的機関として活用できることにかんがみ、高度に専門的な紛争の処理能力を向上させるため、苦情処理機関の要請に応じて専門家を地方に派遣するなど、その活性化のための支援策を講ずること。

(4) 消費者契約に係る紛争が裁判外で適切に解決されるための手段を十分確保するため、各地の弁護士会が設置する弁護士仲裁センターが消費者契約に係る紛争解決に当たり、利用しやすいものとなるよう、日本弁護士連合会に協力を要請すること。

3 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

4 本法の施行状況について十分に把握し、消費者契約に係る紛争防止のための是正策に資するため、国民生活センターと全国の消費生活センターを結ぶオンライン・ネットワーク・システムである全国消費生活情報ネットワーク・システム(P I O - N E T)により消費者契約に係る紛争及びその解決の実態についての情報を正確に収集、整理し、その情報を可能な限り国会等に公表するとともに、P I O - N E Tの拡充を図ること。

5 消費者が本法を活用しつつ、自己責任に基づいて主体的・合理的に行動できる能力を培うため、消費者が、本法をはじめとする民事ルールの意義・役割、契約に関する的確な知識や契約に当たっての消費者の役割について理解を深め、判断能力を向上させることができるよう、学校教育などにおける消費者契約に関する消費者教育の支援に積極的に取り組むこと。

6 電子商取引の進展など消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

右決議する。

参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議（平成12年4月27日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 消費者契約に係る紛争の簡易・迅速な解決を図るため、裁判外紛争処理機関の充実・強化を図るとともに、その積極的な活用に努めること。

特に、都道府県及び市町村に設置された消費生活センター、苦情処理委員会等について、専門家の派遣等を含め、その支援に努めるとともに、紛争解決機能を充実する観点からセンター等の役割の明確化、消費生活相談員の育成及び人材の確保を図ること。

2 消費者契約に係る紛争を防止するため、国民生活センターの全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）を活用し、本法制定の趣旨に沿うよう、紛争及び解決の事例に関する情報の的確な収集・分析を行うとともに、その結果を可能な限り国会等に公表するよう努めること。

3 消費者が、契約に関して自己責任に基づいた主体的・合理的な判断及び行動ができるよう、消費者教育の支援等に積極的に取り組むこと。

4 商品等に係る情報等が高度化・専門化してきている実情から、事業者が、特に高齢者にみられる判断力の不足している者に対し、その状況に乗じて不当な消費者契約をすることのないよう消費者の利益の擁護に特段の配慮をすること。

5 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差止請求に係る団体訴権について検討すること。

6 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

右決議する。

【資料 2】

消費者契約法の改正に向けた検討についての提言

2011年8月26日

消費者委員会

消費者契約法は平成13年4月1日の施行から10年余が経過し、消費者取引の適正化に一定の貢献をするとともに、多くの裁判例の集積などにより、法律の不十分な点も指摘されるようになってきた。

平成17年4月に閣議決定された第1期消費者基本計画では、同法の見直しが明記され、平成22年3月に閣議決定された第2期消費者基本計画でも同法を「民法（債権関係）改正の議論と連携して検討」するとされた。

ところが、主務官庁たる消費者庁においては、現在までのところ、消費者契約法改正に向けた検討作業は実質的な進展がみられない。

他方、平成21年11月から法務省の法制審議会で本格的に開始された民法（債権関係）改正の検討作業は、平成23年5月に中間的な論点整理が公表され、同年7月から中間試案の作成に向けた作業にすでに入っている。民法（債権関係）改正の重要論点のひとつが、消費者契約法を民法に統合するかどうかであり、また消滅時効や債権譲渡などの分野で消費者の利益に直結する法改正も議論されている。

このような事態をふまえると、消費者庁においても早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法（債権関係）改正の検討作業と連携することが極めて重要となっている。そして、民法（債権関係）改正に遅れることなく消費者契約法改正を実現することが望ましいと考えられる。

もとより、消費者委員会としても、消費者庁の検討作業の進展を見つつ、意見を述べるなど必要な役割を果たしていく用意がある。

以上提言する。

消費者契約法に関する裁判例等の概況¹

内閣府消費者委員会事務局

○ はじめに

本資料においては、国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」(平成 19 年 8 月)で対象となっていない平成 19 年 6 月 1 日以降に公表された消費者契約法に関する巻末の Web 及び雑誌に掲載された判決を対象として、その中から注目すべき事案を適宜抽出し、その概況をまとめたものである。

1 1 条関係(条文の解釈・法的意義確定の根拠としての機能)

○ 大津地長浜支判平成 21・10・2(消費者法ニュース 82 号 206 頁)は、いわゆるデート商法において個別クレジットが利用された事案であるが、個別クレジット業者と、正規の代理店ではない(加盟店が無断で代理店としていた)販売業者との関係につき、消費者契約法 5 条該当性が争点となっていたところ、「なお、被告らは消費者契約法 5 条について、消費者保護と事業者側の取引の安全との衡平の見地から、事業者の第三者利用に落ち度があるために消費者保護を重視してもやむを得ない事情がある場合を想定した規定である旨主張するが、このような消費者と事業者が対等な当事者であることを前提とする解釈は、同法の目的(1 条)と相容れず、採用の限りではない」として、同法の目的規定を根拠にクレジット会社側の主張を退け、同条該当性を認めている。

○ 東京地判平成 20・10・15(宮下修一「消費者契約法 4 条の新たな展開 「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向(1)～(3)」(国民生活研究第 50 巻第 2 号～4 号)は、別荘地売買契約で、隣接地に産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の建設計画があること(申請書が県に提出されているだけ、地元住民、自治体が反対。県も地元住民と環境保全協定が締結されない限り許可しない方針)につき、実現性は客観的に具体化・現実化していないが、法 1 条・3 条の趣旨を考慮すれば説明義務を負うべき不利益事実にあたるとした。

○ 大阪高判平成 21・8・27(判時 2062 号 40 頁)は、更新料特約の効力が争点となったところ、法 10 条の後段要件につき「この要件に該当するかどうかは、契約条項の実体的内容、その置かれている趣旨、目的及び根拠はもちろんのことであるが、消費者契約法の目的規定である消費者契約法 1 条が、消費者と事業者との間に情報の質及び量並びに交渉力の格差があることにかんがみ、消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効と

¹ 但し、内閣府消費者委員会の消費者契約法調査作業チームは専ら、個々の消費者と事業者に関する消費者契約事件を主に念頭において議論がなされてきたことから、適格消費者団体を原告とする差止請求に関する判決については、本概況では取り上げない。これらについては、以下 URL を参照されたい。
(<http://www.caa.go.jp/planning/>)

することにより消費者の利益の擁護を図ろうとしていることに照らすと、契約当事者の情報収集力等の格差の状況及び程度、消費者が趣旨を含めて契約条項を理解できるものであったかどうか等の契約条項の定め方、契約条項が具体的かつ明確に説明されたかどうか等の契約に至る経緯のほか、消費者が契約条件を検討する上で事業者と実質的に対等な機会を付与され自由にこれを検討していたかどうかなど諸般の事情を総合的に検討し、あくまでも消費者契約法の見地から、信義則に反して消費者の利益が一方的に害されているかどうかを判断すべきであると解される。」とした（結果として法 10 条無効を認めた）。

2 「消費者」（法 2 条）該当性について

○ 事業性のある取引と「消費者」該当性

三島簡判平成 22・9・2（消費者者法ニュース 88 号 225 頁他）は、連鎖販売取引において被勧誘者の契約締結の動機や連鎖販売に基づく活動を行っていなかった等の事実から「自らの消費のためだけに」に購入したものであるとして、同人を「消費者」に該当するとして、消費者契約法の適用を認めた（4 条関係）。

一方、大阪地判平成 22 年 12 月 2 日（判タ 1350 号 217 頁）は、同じく連鎖販売取引の事案であるところ、被勧誘者が親名義の店舗に隣接する倉庫を改装しそこに連鎖販売取引に関する広告宣伝写真が飾られていた事実などから、被勧誘者の改装は代理店としての活動を営むためにしたものと認められるとして、被勧誘者は「消費者」に該当しないとしている。

そのほか、「消費者」該当性を否定した判決としては、東京地判平成 23・1・27（Westlow Japan* 会社を賃借人とする賃貸借契約における当該代表者を保証人とする保証契約）、東京地判平成 22・10・29（同*フランチャイズ契約）、東京地判平成 22・6・10（同*弁護士業を行う事務所としての賃貸借契約）などがある。

○ 団体・法人と「消費者」該当性

東京地判平成 23・11・17（判時 2150 号 49 頁ほか）は、「権利能力なき社団」（私立大学ラグビー部）につき、法 2 条 2 項が「事業者」の定義を「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる個人をいう」としているところ、当該定義につき「法において『法人のその他の団体』が『事業者』とされているのは、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているからである。そうすると権利能力なき社団のように、一定の構成員により構成される組織であっても、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できないものについては『消費者』に該当すると解するのが相当である」として消費者契約法の適用を認めている（法 9 条 1 項 1 号）。

一方、東京地判平成 22・4・26（LLI/DB 判例秘書）は、建物賃貸借契約における更新料請求。賃借人が外国語授業を業とする株式会社であり、連帯保証人が代表取締役となっていた。10 条類推適用の有無が争われたという事案につき、「消費者契約法は、消費

者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、一定の場合に消費者を保護することを目的とする法律である（同法1条）。確かに、事業者同士であっても、その事業の内容により、情報及び交渉力に格差が存在する場合がある。しかしながら、消費者契約法は、法人その他の団体や事業として又は事業のために契約の当事者となる個人は、その事業の内容にかかわらず、自らの事業を実施する上で行う取引に関しては、情報を収集し、また交渉力を備えることが十分に期待できることから、その事業の内容を特段考慮せず「消費者」と「事業者」を明確な基準により分け（同法2条）「消費者」を保護の対象とし「事業者」を保護対象から外したものと解される。そうすると、仮に契約の一方当事者である事業者が、他方当事者である事業者と比べ、相対的に当該契約締結に関し情報及び交渉力の点で劣っていたとしても、当該契約に同法は類推適用されないと解すべきである。」として、株式会社は「消費者」には該当しないという前提のもと、情報等の格差があったとしても類推適用を認めないとしている。

3 法3条関係

○ 事業者の努力義務につき（1項）

事業者に課せられた情報提供努力義務（本条1項）につき、東京地判平成20・10・15（前掲宮下（2）3-追）は、別荘地売買契約で、隣接地に産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設の建設計画があること（申請書が県に提出されているだけ）を告げなかった（故意は、近辺の物件を多く取り扱うことが多く、関係者の大多数は計画の存在を知っていたと認められるとして推認）ところ、法3条の趣旨に照らして、不作為による不法行為責任（弁護士費用賠償責任）を肯定した。また、東京地判平成21・12・9（前掲宮下「情-」）は、パチンコ攻略法の事件であるところ、断定的判断提供取消しを認めさらに、3条1項に情報提供義務が規定されていることを考慮したうえで、断定的判断の提供を用いた勧誘が不法行為を構成するとした。

○ 消費者の努力義務につき（2項）

京都簡判平成22・2・19（法ニュース84号22頁要旨のみ 敷引条項）は、建物賃貸借契約について、敷引条項が無効であるとして返還請求を認めた事例であるが、消費者が契約内容を理解するよう努めるとの3条2項は努力義務であり、仮に違反があっても消費者契約法が適用されないことにはならないと判示した。

4 取消権関係（法4条）

○ 不法行為に基づく損害賠償請求との関係

仙台高判平成21・12・10（法ニュース84号389頁）は、金・白金の商品先物取引の事案につき、消費者側が主位的請求として不法行為に基づく損害賠償請求権、予備的に消費者契約法に基づく取消し（断定的判断提供による取消し）を主張したところ、については認容する一方で4割の過失相殺、さらに、主位的請求の認容額を控除した残額につ

き、予備的請求に基づく支払いを認容（主位的請求に基づき、業者・担当者に対する金 128 万 2890 円の損害賠償を認め（過失相殺 4 割 + 弁護士費用）予備的請求に基づき、業者に対し、実損（交付金）188 万 8150 円から係る賠償金を控除した金 60 万 5260 円の返還義務を認めた）した。

○不当条項規制との関係

東京地判平成 21・11・16（westlawjapan）は、ゴルフ会員権売買業者である原告が、被告に対して、被告所有のゴルフ会員権を原告から第三者に転売する契約が成立することを停止条件として原告と被告との間に上記会員権の売買契約を締結したのに、被告が売却意思を翻したとして、被告が自認した約定違約金の支払を内容とする和解契約に基づき、和解金の支払を求めた事案につき、上記和解契約の締結に際して原告が被告に告知した違約金額につき、ゴルフ会員権の売却申し出の撤回により生じる一般的な損害は、広告宣伝費や名義書換準備のための実費及び販売管理費等であり、違約金として定めた 490 万円のうち 49 万円を超える部分は、消費者契約法 9 条 1 号より無効であるとしたうえで、この 490 万円の違約金の支払いが必要であるとの説明を前提とする和解契約は、同法 4 条 1 項 1 号の取消原因が存するとして、消費者契約法 4 条 1 項 1 号による和解契約の取消しを認めて請求を棄却した。

○ 和解契約と不実告知取消し

横浜地判平成 24・6・26（消費者法ニュース 93 号 75 頁）は、貸金業者・本人間の残債務があることを前提とする和解契約につき、貸金債務の存否は重要事項に該当し、事業者は重要事項につき事実と異なることを告げているとして、不実告知取消しを認めた。

○ 条文に規定された取消対象となる行為相互の関係

最判平成 22・3・30（判時 2075 号 32 頁）は、「消費者契約法 4 条 2 項本文にいう『重要事項』とは、同条 4 項において、当該消費者契約の目的となるものの『質、用途その他の内容』又は『対価その他の取引条件』をいうものと定義されているのであって、同条 1 項 2 号では断定的判断の提供の対象となる事項につき『将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項』と明示されているのは異なり、同条 2 項、4 項では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていない。そうすると、本件契約において、将来における金の価格は『重要事項』に当たらないと解するのが相当」とした。

○ 断定的判断提供取消しについて

名古屋地判平成 23・5・19（消費者法ニュース 89 号 138 頁）は、パチンコ・パチスロ攻略法事案であるところ、パチスロ機等の開発業者が「攻略法は存在しないと回答してい

ること、業界団体であるセキュリティー対策委員会や全日本遊技事業協同組合連合会におけるホームページの記載、事業者の作成した規約には「当社は本サービスを通じて利用者が得る情報及びその利用の結果等について、その確実性、正確性等いかなる保証も行わないものとします」とされていること、事業者がパチスロ攻略法等の確実性や有用性につき具体的に主張立証していない事実から「確実に利益を得られる攻略法は存在しない」と判断したうえで、消費者契約法4条1項2号に基づく取消しを認めた。

○ 不実告知と不利益事実不告知の関係

東京地判平成21・6・19(判時2058号69頁)は、不実告知につき、亀頭コラーゲン注入術が必要ないのにこれがあるかのように告げたという主張については、「コラーゲン注入療法自体は手術による陥凹の修復にも有用と認められるのであって、本件で行われた包茎手術(亀頭直下術)においては効果がないとか、効果が低いと直ちに断じることは証拠上困難である」などとして不実告知取消は否定した。一方、不利益事実の不告知については、「手術を受ける者は、特段の事情がない限り、自己が受ける手術が医学的に一般に承認された方法(術式)によって行われるものとするのが通常」、「仮に亀頭コラーゲン注入術が医学的に一定の効果を有するものであったとしても、当該術式が医学的に一般に承認されたものとはいえない場合には、その事実は消費者契約法4条2項の「当該消費者の不利益となる事実」に該当するものと解するのが相当である」、「包茎手術における亀頭コラーゲン注入術の実施例に関する文献は皆無であることに照らし、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると認めることは困難であるというべきである」として、不利益事実の不告知があった事実を認め(利益告知については特に言及していない)、「亀頭コラーゲン注入術は医学的に一般に承認されたものではなく、訴外医院は、本件診療契約及び本件立替払契約の締結にあたり、同事実を認識しながら(同術式の実施例に関する医学的文献がない以上、訴外医院が同事実を認識していたことは明らかである)」として事業者の故意を認めた。

○ 不利益事実不告知に関する「利益告知」要件

前掲東京地判平成21・6・19(判時2058号69頁)のほか、大阪地判平成23・3・4(法ニュース88号272頁)は、高齢者(寺院ではなく、設置場所も未定で梵鐘奉納を希望)が事業者との間における50トン3億円の大梵鐘制作請負契約につき、2億円支払い後に作成された請負契約書に中途解約の際には支払い済みの2億円が違約金として返金されない事が明らかになったという事案で、上記不利益を告げなかったとして、4条2項の取消しを認めている。

重要事項該当性について(法4条4項関係)

前掲東京地判平成21・6・19(判時2058号69頁)は、消費者契約たる立替払契約につき、「亀頭コラーゲン注入術は医学的に一般に承認されたものではなく、訴外医院は、本件

診療契約及び本件立替払契約の締結にあたり、同事実を認識しながら（同術式の実施例に関する医学的文献がない以上、訴外医院が同事実を認識していたことは明らかである。）同事実を被告に故意に告げなかった結果、被告は、亀頭コラーゲン注入術が医学的に一般に承認された術式であると誤認して本件診療契約及び本件立替払契約を締結したものであるから、被告は、消費者契約法四条二項により本件立替払契約を取り消すことができる（なお、包茎手術と亀頭コラーゲン注入術は一つの診療契約に基づく一体の手術と認められるから、亀頭コラーゲン注入術に関して被告に誤認があった以上、被告は本件立替払契約全部を取り消すことができると解するのが相当である。）として、診療契約に関する不利益事実を立替払契約の重要事項であるとして取消しを認めている。

○ 取消権の行使

さいたま地判平成 23・6・22（裁判所Web）は、消費者（70歳代女性）が信用情報収集調査等を目的とする事業者と調査委任契約をした事案につき、当該消費者が契約締結から4日後に「本件契約を電話で解除する」旨の意思表示をしたことにつき「かような意思表示は、消費者契約法4条3項2号に基づき、本件契約を取り消す旨の意思表示にも当たるといえることができる」とした。

5 媒介の委託を受けた第三者（法5条関係）

肯定判決として、個別クレジット契約（立替払契約）につき、大津地長浜支部判平成 21・10・2（法ニュース82号206頁）、前掲東京地判平成 21・6・19（判時2058号69頁）などがある。なお、前掲東京地判は前述のとおり法5条を明確に示さずに立替払契約の取り消しを認めている。

否定判決として、京都地判平成 21・5・21（消費者法ニュース84号23頁）は、「媒介の委託を受けた第三者」（5条）とは、事業者が第三者に媒介を委託して事業活動を拡大し、利益を得ている以上、その第三者の行為による責任を事業者も負担すべきであえるという趣旨に堪がみ、その第三者が媒介の委託を受けた事業者との共通の利益のために契約が締結されるように尽力し、その契約締結について勧誘をするに際しての第三者の行為が事業者の行為と同視できるような両者の関係が必要となる。本件借主は、事業者である貸金業者の事業活動拡大等のためではなく、あくまでも自らが資金を獲得するという利益のために保証人となるように依頼したのであり、貸金業者と共通の利益を有しているということとはできず、第三者にあたらぬ。」とした。

6 不当条項規制（全般）

対価条項（中心条項）と消費者契約法の適用について

大阪高判平成 22・2・24（消費者法ニュース84号233頁）は、「なお、X（貸貸人）は、本件更新条項が、いわゆる中心条項にあたり、前段要件を充足しないと主張する。しかし、そういえるためには、前提として、当該条項の性質について当事者が十分理解しうる状況

にあることが必要であると解すべきであるところ、Y（賃借人）は更新料について十分な知識を有していなかったことが認められ、Xの主張はその前提を欠く」とした（10条無効を認めた）。

京都地判平成24・1・12（判時2165号106頁ほか）は、消費者が携帯電話を利用する電気通信役務提供契約における通信料金を定める契約条項のうち、一般消費者が上記サービスを利用する際に通信料金として通常予測する額である1万円を超える部分は、消費者契約法10条若しくは公序良俗に反し無効であるなどと主張したところ、パケットという単位は、通信情報量を示すものとして客観的なものであり、通信役務提供契約においては、利用者が提供を受けた役務の量である通信情報量に従い利用料金を算定する合理的なものであるといえるから、本件パケット料金条項が定める価格決定方法が任意規定（明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれる（最高裁平成22年（オ）第863号同23年7月15日第二小法廷判決参照））から乖離するとはいえない。このことは、我が国において、本件契約と同じく、消費者が供給量に応じて便益を受ける水道、電気及びガス等の供給契約において、利用量に応じた従量制の料金システムが広く採用され、これが水道法、電気事業法及びガス事業法等の上記各事業を規律する事業法等において是認されていることから明らかである。

本件パケット料金条項には、1パケットあたり0.2円という役務提供の単価が一義的かつ具体的に記載されており、当事者間において上記単価につき明確な合意がなされたと解される。このような場合において、合意された役務提供の単価の額の当否は、基本的には市場による評価及び調整に委ねるべき事柄であり、これを規律する明文の規定及び一般法理は存在しないといわざるを得ないとして、消費者契約法10条前段要件には当たらないとした（ただし、通信料金が高額化した段階における被告の情報提供義務違反を認め、原告の請求を一部認容（過失相殺あり・原告の過失3割））。

8条・9条と10条の関係

東京簡判平成21・2・20（裁判所Web）は、賃貸借契約において、予告に代えて予告期間分の賃料・共益費を原告に支払い即時解約することができるとする、解約予告金条項に関する事案であるところ、「本件のような解約予告期間を設定することは賃借人の解約権を制約することは明らかであるが、このような解約予告期間の設定は、民法上にも期間の定めのない建物賃貸借につき3ヶ月間とし、期間の定めのある場合でも期間内に解約する権利を留保したときはこれを準用するとの定めがある（民法617条1項2号、同法618条）ことからすると、本件契約上の解約予告期間の定めが民法その他の法律の任意規定の適用による場合に比して、消費者の権利を制限し又は義務を加重して、民法1条2項の信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものとして一律に無効としなければならないものとはいえない。」として、10条に基づく無効は認めなかった一方、「一般の居住用建物の賃貸借契約においては、解約予告期間及び予告に代えて支払うべき違約金額の設定は1ヶ月（30日）分とする例が多数であり（乙1標準契約書の10条）、解約後次の入居者を

獲得するまでの一般的な所要期間として相当と認められること、及び弁論の全趣旨に照らすと、解約により原告が受けることがある平均的な損害は賃料・共益費の1ヶ月分相当額であると認めるのが相当である(民事訴訟法248条)。そうすると、原告にこれを超える損害のあることが主張立証されていない本件においては、1ヶ月分を超える違約金額を設定している本件約定は、その超える部分について無効と解すべきである。」「本件契約上の遅延損害金利率は、消費者契約法9条2号に規定する損害賠償の予定に当たるので、本条項に規定する年14.6パーセントを超える部分は無効といわなければならない」として、9条に基づく無効を認めた。

7 9条関係

最判第三小平成22年3月30日(裁判所時報1505号4頁)は、「専願等を資格要件としない大学の平成18年度の推薦入学試験に合格し、初年度に納付すべき範囲内の授業料等を納付して、当該大学との間で納付済みの授業料等は返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した者が、入学年度開始後である平成18年4月5日に同契約を解除した場合において、学生募集要項に、一般入学試験の補欠者とされた者につき4月7日までに補欠合格の通知がない場合は不合格となる旨の記載があり、当該大学では入学年度開始後にも補欠合格者を決定することがあったなどの事情があっても、上記授業料等は、上記解除に伴い当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものではなく、上記解除との関係では、上記特約は、すべて有効である」(裁判所Webの記載を引用)とした。

名古屋高判平成23・7・22(消費者法ニュース90号188頁)は、事業者が専門学校であるところ、大学の授業料等の不返還特約の有効性判断に関する最高裁判例(平成18年11月27日第二小法廷民集60巻9号3437頁)を前提に、被告学校が定める専願入試が、上記判例における「専願入試等」に該当するか実質的に検討したうえで、これを否定し、「その在学契約の解除の意思表示が3月31日までになされた場合は、被控訴人に生ずべき法9条1号所定の平均的な損害は存しないものと認め、したがって、本件不返還特約は同号により無効と解すべきである」とした。

8 10条関係

前段要件について

消費者契約法10条前段要件につき、平成23年7月15日第二小法廷(民集65巻5号2269頁)は、「民法等の法律の公の秩序に関しない規定、すなわち任意規定には、「明文の規定のみならず、一般的な法理等も含まれると解するのが相当である」とした。

後段要件の判断要素

平成24年3月16日第二小法廷(裁判所時報1552号1頁)は、生命保険契約に適用される約款中の保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める条項は、これが、保険料が払込期限内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期

間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、初めて保険契約が失効する旨を明確に定めるものであり、上記約款に、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に保険会社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の条項が置かれており、(3)保険会社が、保険契約の締結当時、上記債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にしているときは、消費者契約法 10 条にいう「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に当たらないとして、約款外の措置は、本件保険約款自体の有効性を判断する際の考慮要素となる旨の判断を示した。

10 条無効の効果（全部無効か一部無効か）

東京簡判平成 20・11・27（裁判所 Web * 少額訴訟異議事件）は賃借人たる原告が、未払賃料分を控除した敷金残額相当額につき、賃貸人たる被告に請求したところ、被告は本件賃貸借契約には、日歩 20 銭（年 73%）の遅延損害金条項があり、当該条項に基づいて従前の未払賃料に関する遅延損害金を算出すると、その額は原告の請求額を超えることから相殺の抗弁等を主張し、これに対し、原告は当該条項は消費者契約法 10 条に基づきあるいは公序良俗違反により無効と主張したところ、本件契約書（甲 1）7 条の遅延損害金の規定は、本件契約における消費者ともいうべき賃借人が、同契約に基づく賃料債務の支払を遅延した場合における損害賠償額の予定又は違約金の定めと解せられるところ、その場合は、遅延損害金の率の上限は年 14.6 パーセントとし、それより高率の遅延損害金が定められている場合には、民法 420 条の規定にかかわらず、年 14.6 パーセントを超える額の支払を請求することができず、その超過部分は無効と判断されるものである」、「本件契約書 7 条に基づく日歩 20 銭（年 73%）の遅延利息を求めるのは、通常の場合と比較して著しく高額で賃借人の予測をはるかに超える負担義務を課し、一方的に原告に不利益を強制することになるといえる。したがって、原告は、本件遅延利息として消費者契約法の規定する範囲で責任を負うものと解するのが相当」であるとした。

大阪簡判平成 23・3・18（消費者法ニュース 88 号 276 頁）は、礼金の主たる性質を「広義の賃料」+ 賃借権設定の対価・契約締結の謝礼とし、礼金に前払賃料としての期間対応性を持たせると、契約期間経過前退去の場合に前払分賃料相当額が返還されないとする部分について消費者の利益を一方的に害するものとして、一部無効であるとした。そして、実際の賃貸借期間相当額 + 謝礼等の総額を超える部分を差し引いた額の返還を認めた。

西宮簡判平成 23・8・2（消費者法ニュース 90 号 186 頁）は、敷引特約（敷引率 80%）につき、敷引金以外には更新料及び礼金等の金銭を徴収していないこと、賃貸借期間が 6 年間であったこと、賃貸借契約に先立ち、敷引特約につき説明を受け、その趣旨を十分に理解した上で賃貸借契約を締結していること等事情は、敷引額を考慮する合理的な理由を認めるのが相当であるとしたうえで、月額賃料 3 か月分を超える部分については、消費者契約法 10 条に基づき無効であるとした。

10条に関する最高裁判決

敷引特約および更新料特約につき、以下の最高裁判決がある。

(1) 敷引特約

ア 平成23年3月24日第一小法廷(民集65巻2号903頁)

消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約は、信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものであると直ちにいうことはできないが、賃借人が社会通念上通常の使用をした場合に生ずる損耗や経年により自然に生ずる損耗の補修費用として通常想定される額、賃料の額、礼金等他の一時金の授受の有無及びその額等に照らし、敷引金の額が高額に過ぎると評価すべきものであるときは、当該賃料が近傍同種の建物の賃料相場に比して大幅に低額であるなど特段の事情のない限り、信義則に反して消費者である賃借人の利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条により無効となる。

消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約は、賃貸借契約締結から明渡しまでの経過期間に応じて18万円ないし34万円のいわゆる敷引金を保証金から控除するというもので、上記敷引金の額が賃料月額の2倍弱ないし3.5倍強にとどまっていること、賃借人が、上記賃貸借契約が更新される場合に1か月分の賃料相当額の更新料の支払義務を負うほかには、礼金等の一時金を支払う義務を負っていないことなど判示の事実関係の下では、上記敷引金の額が高額に過ぎると評価することはできず、消費者契約法10条により無効であるということとはできない。

(以上裁判所Webの要約を引用)

イ 平成23年7月12日第三小法廷(裁判所時報1535号5頁)

消費者契約である居住用建物の賃貸借契約に付されたいわゆる敷引特約は、保証金から控除されるいわゆる敷引金の額が賃料月額の3.5倍程度にとどまっており、上記敷引金の額が近傍同種の建物に係る賃貸借契約に付された敷引特約における敷引金の相場に比して大幅に高額であることがわれないなど判示の事実関係の下では、消費者契約法10条により無効であるということとはできない。

"

(2) 更新料特約

ア 平成23年7月15日第二小法廷(民集65巻5号2269頁)

- 1 消費者契約法10条は、憲法29条1項に違反しない。
- 2 賃貸借契約書に一義的かつ具体的に記載された更新料の支払を約する条項は、更新料の額が賃料の額、賃貸借契約が更新される期間等に照らし高額に過ぎるなどの特段の事情がない限り、消費者契約法10条にいう「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」には当たらない。

○その他の下級審判決

名古屋地判平成 23・4・27(消費者法ニュース 88 号 208 頁)は、いわゆる追い出し屋事案であるところ、賃料支払を 1 回滞納しただけで保証委託契約が自動的に解除されるとの特約は消費者契約法 10 条違反であり無効であるとした。

9 11 条 2 項関係

福岡高判平成 20・3・28(判時 2024 号 32 頁)は宅建業者を売主、消費者を買主とするマンションの売買契約に関する違約金条項につき、宅建業法(38 条*違約金の上限)の規定があるから、法 11 条 2 項に基づき消費者契約法 9 条 1 項および 10 条の適用はないとした。

東京高判平成 22・6・29(LLI / DB 判例秘書)は、NHK の受信料請求訴訟につき、受信機を廃止しない限り放送受信契約の解約を禁止している条項が 10 条違反かが争われた事案であるところ、放送法 32 条が、他の法律に別段の定めがある場合にあたり、11 条 2 項により、消費者契約法 10 条が適用される余地はないとした。

【参考となる Web および書籍】

(1) Web

裁判所 Web

http://www.courts.go.jp/search/jhsp0010?action_id=first&hanreiSrchKbn=01

消費者庁「平成 23 年度消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査結果報告」(平成 24 年 6 月)

<http://www.caa.go.jp/planning/23keiyaku.html>

国民生活審議会消費者政策部会消費者契約法評価検討委員会

「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」(平成 19 年 8 月)

(参考 10)ないし(参考 12) ただし、平成 18 年 11 月までのもの

<http://www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/hokokusyo/hokokusyo.html>

独立行政法人国民生活センター(1)

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20121101_3.pdf

兵庫県弁護士会 消費者問題判例検索システム

<http://www.hyogoben.or.jp/hanrei/>

(1)消費者契約法に関連する消費生活相談と裁判の概況」と題して、2002 年から毎年主要な判決の紹介等が行われている。上記 URL は 2012 年のもの

(2) 書籍

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「コンメンタル消費者契約法(第 2 版)」

(商事法務)巻末資料

消費者法ニュース発行会議事務局「消費者法白書」(同) 2

宮下修一「消費者契約法 4 条の新たな展開 「誤認類型」・「困惑類型」をめぐる議論と裁判例の動向(1)~(3)」(国民生活研究第 50 巻第 2 号~4 号)

坂東俊矢・五條操「事例にみる消費者契約法における不当条項」(新日本法規)

2 年 4 回発行される「消費者法ニュース」に掲載された裁判例につき、1 年に 1 回白書として取りまとめられている。

【民法（債権関係）の改正に関する消費者契約関連の状況】

内閣府消費者委員会事務局

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>第3 債務不履行による損害賠償</p> <p>6 金銭債務の特則（民法第419条）</p> <p>(1)要件の特則：不可抗力免責について</p> <p>金銭債務の不履行について不可抗力免責を否定する民法第419条第3項の合理性に疑問を呈し、一定の免責の余地を認めるべきであるとする考え方に関しては、同項を削除して債務不履行の一般則による免責を認めるという意見や、金銭債務の特則を残した上で不可抗力免責のみを認めるという意見等があることを踏まえて、免責を認めることの可否及び免責を認める場合の具体的な要件の在り方について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2)効果の特則：利息超過損害の賠償について</p> <p>金銭債務の不履行における利息超過損害の賠償請求を一般的に否定する判例法理の合理性を疑問視し、利息超過損害の賠償請求が認められることを条文上明記すべきであるという考え方に関しては、消費者や中小企業等が債務者である事案において債務者に過重な責任が生ずるおそれがあるとの指摘があったが、他方で、上記の考え方を支持する立場から、債務不履行による損害賠償の一般法理が適用されるため、損害賠償の範囲が無制限に拡張するわけではないとの指摘があった。これらの意見を踏まえて、利息超過損害の賠償請求を認める考え方の可否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>第10 債務不履行による損害賠償</p> <p>9 金銭債務の特則（民法第419条関係）</p> <p>(1)民法第419条の規律に付け加えて、債権者は、契約による金銭債務の不履行による損害につき、同条第1項及び第2項によらないで、損害賠償の範囲に関する一般原則に基づき、その賠償を請求することができるものとする。</p> <p>(2)民法第419条第3項を削除するものとする。</p> <p>(注1)上記(1)について、規定を設けないという考え方がある。</p> <p>(注2)上記(2)について、民法第419条第3項を維持するという考え方がある。</p>	<p>不当条項規制（利息超過損害を含む損害賠償予定条項の許容範囲）</p>
<p>第4 賠償額の予定（民法第420条、第421条）</p> <p>1 予定された賠償額が不当に過大であった場合に、裁判所がその額を減額することができる旨を明文化するという考え方に関しては、公序良俗（民法第90条）等の一般条項に委ねるほうが柔軟な解決が可能となり望ましいなどとする否定的な意見がある一方で、一般条項の具体化として規定する意義があること、公序良俗違反による賠償額の減額を認める裁判例があるところ、裁判所による額の増減を否定する同法第420条第1項後段の存在がそのような裁判所による救済法理の適用を抑制し、裁判外の紛争解決にも悪影響を与えているおそれがあること、賠償額の予定を禁止する労働基準法が適用されない労働契約において労働者保護を図る必要があることなどを理由</p>	<p>第10 債務不履行による損害賠償</p> <p>10 賠償額の予定（民法第420条関係）</p> <p>(1)民法第420条第1項後段を削除するものとする。</p> <p>(2)賠償額の予定をした場合において、予定した賠償額が、債権者に現に生じた損害の額、当事者が賠償額の予定をした目的その他の事情に照らして著しく過大であるときは、債権者は、相当な部分を超える部分につき、債務者にその履行を請求することができないものとする。</p>	<p>不当条項規制</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>に、明文化に肯定的な意見があった。これらを踏まえて、予定された賠償額が不当に過大であった場合に、裁判所がその額を減額することができる旨を明文化するか否かについて、不当条項規制及び一部無効の効力に関する議論との関連性に留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>予定された賠償額の裁判所による減額を認める旨の規定を設ける場合には、要件として、予定された賠償額と実損額との比較だけでなく、賠償額の予定がされた経緯や当事者の属性等の様々な要素を総合考慮できるものとするべきであるという意見等を踏まえて、具体的な要件の在り方について、更に検討してはどうか。</p> <p>また、効果については、合理的な額までの減額を認める考え方のほか、著しく過大な部分のみを無効とすべきであるという意見があるが、後者については「著しく過大な部分」を特定した上での改訂が裁判所に可能か疑問であるとの指摘もある。これらの意見を踏まえて、効果について、更に検討してはどうか。</p> <p>2 予定された賠償額が不当に過小であった場合において、不当に過大であった場合と同様の規定を設けることの当否については、上記 1 と同様に消極的な意見と積極的な意見があるところ、他に、過小な賠償額の予定は、減免責条項の実質を持つなど過大な賠償額の予定とは問題状況が異なるので区別して検討すべきであるとの意見があった。この立場から、予定された賠償額が不当に過小であった場合には、賠償額の予定を全部無効にした上で、賠償額算定の一般則の適用に委ねるべきであるという意見があったが、これに対しては、過大な場合も過少な場合も必要な規定は同じになるのではないかという意見があった。これらを踏まえて、予定された賠償額が不当に過大であった場合と不当に過小であった場合とで規律を異にするべきか否かという点について、不当条項規制及び一部無効の効力に関する議論との関連性に留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>3 債務者に帰責事由がない場合その他免責の事由がある場合でも賠償額の予定に基づく損害賠償請求が認められるかという点や、賠償額の予定に基づく損害賠償請求に関して過失相殺が認められるかという点について、検討してはどうか。</p>	<p>とする。</p> <p>(注 1)上記(1)については、民法第 420 条第 1 項後段を維持するという考え方がある。</p> <p>(注 2)上記(2)については、規定を設けないという考え方がある。</p>	
<p>第 5 契約の解除</p> <p>5 複数契約の解除</p> <p>同一当事者間の複数の契約のうち一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認めた</p>	<p>第 11 契約の解除</p> <p>2 複数契約の解除</p> <p>同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それ</p>	<p>第 5 条 媒介の委託を受けた第三</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>判例（最判平成8年11月12日民集50巻10号2673頁）を踏まえて、一つの契約の不履行に基づく複数契約全体の解除に関する規定を新たに設けるべきであるという考え方に関しては、これを支持する意見と適切な要件設定が困難であるなどとして反対する意見があった。また、仮に明文化する場合における具体的な要件設定に関しては、複数契約が同一当事者間で締結された場合に限らず、異なる当事者間で締結された場合も規律することを検討すべきであるという意見があったのに対し、複数契約の解除を広く認めることが取引実務に与える影響を懸念する意見もあった。これらを踏まえて、適切な要件設定が可能か否かという点並びに複数の法律行為の無効に関する論点及び抗弁の接続に関する論点との整合性に留意しつつ、一つの契約の不履行に基づいて複数契約全体の解除を認める規定を設けるという考え方の採否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>らの契約の内容が相互に密接に関連付けられている場合において、そのうち一の契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。</p> <p>（注）このような規定を設けないという考え方がある。</p>	<p>者での対象領域についての留意</p>
<p>第12 保証債務</p> <p>1 保証債務の成立</p> <p>(2)保証契約締結の際における保証人保護の方策</p> <p>保証は、不動産等の物的担保の対象となる財産を持たない債務者が自己の信用を補う手段として、実務上重要な意義を有しているが、他方で、個人の保証人が想定外の多額の保証債務の履行を求められ、生活の破綻に追い込まれるような事例が後を絶たないこともあって、より一層の保証人保護の拡充を求める意見がある。このような事情を踏まえ、保証契約締結の際における保証人保護を拡充する観点から、保証契約締結の際に、債権者に対して、保証人がその知識や経験に照らして保証の意味を理解するのに十分な説明をすることを義務付けたり、主債務者の資力に関する情報を保証人に提供することを義務付けたりするなどの方策を採用するかどうかについて、保証に限られない一般的な説明義務や情報提供義務との関係や、主債務者の信用情報に関する債権者の守秘義務などにも留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>また、より具体的な提案として、一定額を超える保証契約の締結には保証人に対して説明した内容を公正証書に残すことや、保証契約書における一定の重要部分について保証人による手書きを要求すること、過大な保証の禁止を導入すること、事業者である債権者が上記の説明義務等に違反した場合において保証人が個人であるときは、保証人に取消権を与えることなどの方策が示されていることから、これらの方策の当否についても、検討してはどうか。</p>	<p>第17 保証債務</p> <p>6 保証人保護の方策の拡充</p> <p>(2)契約締結時の説明義務、情報提供義務</p> <p><u>事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結しようとする場合には、保証人に対し、次のような事項を説明しなければならないものとし、債権者がこれを怠ったときは、保証人がその保証契約を取り消すことができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。</u></p> <p>ア 保証人は主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行をする責任を負うこと。</p> <p>イ 連帯保証である場合には、連帯保証人は催告の抗弁、検索の抗弁及び分別の利益を有しないこと。</p> <p>ウ 主たる債務の内容（元本の額、利息・損害金の内容、条件・期限の定め等）</p> <p>エ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証した場合には、主たる債務者の〔信用状況〕</p>	<p>第3条 情報提供義務関係</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>(4)保証に関する契約条項の効力を制限する規定の要否</p> <p>事業者の保証人に対する担保保存義務を免除する条項や保証人が保証債務を履行した場合の主債務者に対する求償権の範囲を制限する条項に関し、その効力を制限する規定の要否について、不当条項規制との関係に留意しつつ、検討してはどうか。</p> <p>6 連帯保証</p> <p>(1)連帯保証制度の在り方</p> <p>連帯保証人は、催告・検索の抗弁が認められず、また、分別の利益も認められないと解されている点で、連帯保証ではない通常の保証人よりも不利な立場にあり、このような連帯保証制度に対して保証人保護の観点から問題があるという指摘がされている。そこで、連帯保証人の保護を拡充する方策について、例えば、連帯保証の効果の説明を具体的に受けて理解した場合にのみ連帯保証となるとすべきであるなどの意見が示されていることを踏まえて、更に検討してはどうか。</p> <p>他方、事業者がその経済事業（反復継続する事業であって収支が相償うことを目的として行われるもの）の範囲内で保証したときには連帯保証になるとすべきであるとの考え方も提示されている。この考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>(3)主たる債務の履行状況に関する情報提供義務</p> <p><u>事業者である債権者が、個人を保証人とする保証契約を締結した場合には、保証人に対し、以下のような説明義務を負うものとし、債権者がこれを怠ったときは、その義務を怠っている間に発生した遅延損害金に係る保証債務の履行を請求することができないものとするかどうかについて、引き続き検討する。</u></p> <p>ア 債権者は、保証人から照会があったときは、保証人に対し、遅滞なく主たる債務の残額〔その他の履行の状況〕を通知しなければならないものとする。</p> <p>イ 債権者は、主たる債務の履行が遅延したときは、保証人に対し、遅滞なくその事実を通知しなければならないものとする。</p>	
<p>第21 新たな債権消滅原因に関する法的概念(決済手法の高度化・複雑化への民法上の対応)</p> <p>1 新たな債権消滅原因となる法的概念に関する規定の要否</p> <p>多数の当事者間における債権債務の決済の過程において、取引参加者A B間の債権が、集中決済機関(C C P)に対するAの債権とBに対するC C Pの債権とに置き換えられることがあるが、この置き換えに係る法律関係を明快に説明するのに適した法的概念が民法には存在しないと指摘されている。具体的な問題点としては、例えば、置き換えの対象となるA B間の債権について譲渡や差押えがされた場合に、法律関係の不明確さが生ずるおそれがあることや、C C Pが取得する債権についての不履行により、置き換えの合意そのものが解除されると、既に完了したはずの決済をやり直すなど決済の安定性が害されるおそれがあるとの指摘がされている。</p> <p>このような指摘を踏まえて、決済の安定性を更に高める等の観点から、上記のような法律関係に適した法的概念に関する規定を新たに設けるべきであるという考え方が提示されている。この考え方は、集中決済を念頭に置きつつも、より一般的で、普遍性のある債務消滅原因として、次のよう</p>	<p>第24 更改</p> <p>6 三面更改</p> <p>(1)債権者、債務者及び第三者の間で、従前の債務を消滅させ、債権者の第三者に対する新たな債権と、第三者の債務者に対する新たな債権とが成立する契約をしたときも、従前の債務は、更改によって消滅するものとする。</p> <p>(2)上記(1)の契約によって成立する新たな債権は、いずれも、消滅する従前の債務と同一の給付を内容とするものとする。</p> <p>(3)将来債権について上記(1)の契約をした場合において、債権が発生したときは、その時に、その債権に係る債</p>	<p>多数当事者間による決済方法</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>な規定を設けることを提案する。すなわち、AがBに対して将来取得する一定の債権（対象債権）が、XのBに対する債権及びXのAに対する債務（Xの債権・債務）に置き換えられる旨の合意がされ、実際に対象債権が生じたときは、当該合意に基づき、Xの債権・債務が発生して対象債権が消滅することを内容とする新たな債務消滅原因の規定を設けるべきであるというのである。</p> <p>まずは、このような規定の要否について、そもそも上記の問題意識に疑問を呈する見解も示されていることや、集中決済以外の取引にも適用される普遍的な法的概念として規定を設けるのであれば、集中決済以外の場面で悪用されるおそれがないかどうかを検証する必要がある旨の指摘があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>また、仮にこのような規定が必要であるとしても、これを民法に置くことの適否について、債権の消滅原因という債権債務関係の本質について規定するのは基本法典の役割であるとする意見がある一方で、CCPに対する規制・監督と一体として特別法で定めることが望ましいとする意見があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。</p>	<p>務は、当然に更改によって消滅するものとする。</p> <p>(4) 上記(1)の更改の第三者対抗要件として、前記3(2)（債権者の交替による更改の第三者対抗要件）の規律を準用するものとする。</p> <p>(注) これらのような規定を設けないという考え方がある。また、上記(4)については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。</p>	
<p>第23 契約交渉段階</p> <p>2 契約締結過程における説明義務・情報提供義務</p> <p>契約を締結するに際して必要な情報は各当事者が自ら収集するのが原則であるが、当事者間に情報量・情報処理能力等の格差がある場合などには当事者の一方が他方に対して契約締結過程における信義則上の説明義務・情報提供義務を負うことがあるとされており、このことは従来からも判例上認められている。そこで、このような説明義務・情報提供義務に関する規定を設けるべきであるとの考え方があるが、これに対しては、説明義務等の存否や内容は個別の事案に応じて様々であり、一般的な規定を設けるのは困難であるとの指摘、濫用のおそれがあるとの指摘、特定の場面について信義則を具体化することによって信義則の一般規定としての性格が不明確になるとの指摘などもある。そこで、説明義務・情報提供義務に関する規定を設けるという上記の考え方の当否について、規定の具体的な内容を含めて更に検討してはどうか。</p> <p>説明義務・情報提供義務に関する規定を設ける場合の規定内容を検討するに当たっては、説明義務等の対象となる事項、説明義務等の存否を判断するために考慮すべき事情（契約の内容や当事者の属性等）などが問題になると考えられる。また、説明義務・情報提供義務違反の効果につ</p>	<p>第27 契約交渉段階</p> <p>2 契約締結過程における情報提供義務</p> <p><u>契約の当事者の一方がある情報を契約締結前に知らずに当該契約を締結したために損害を受けた場合であっても、相手方は、その損害を賠償する責任を負わないものとする。ただし、次のいずれにも該当する場合には、相手方は、その損害を賠償しなければならないものとする。</u></p> <p>(1) 相手方が当該情報を契約締結前に知り、又は知ることができたこと。</p> <p>(2) その当事者の一方が当該情報を契約締結前に知っていれば当該契約を締結せず、又はその内容では当該契約を締結しなかったと認められ、かつ、それを相手方が知ることができたこと。</p> <p>(3) 契約の性質、当事者の知識及び経験、契約を締結する</p>	<p>第3条 情報提供義務関係</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>いては、損害賠償のほか相手方が契約を解消することができるかどうかとも問題になり得るが、この点については意思表示に関する規定との関係などにも留意する必要がある。これらについて、説明のコストの増加など取引実務に与える影響などにも留意しながら、更に検討してはどうか。</p> <p>3 契約交渉等に関与させた第三者の行為による交渉当事者の責任</p> <p>当事者が第三者を交渉等に関与させ、当該第三者の行為によって交渉の相手方が損害を被ることがあるが、このような場合に交渉当事者が責任を負うための要件や効果は必ずしも明らかではない。そこで、これらの点を明らかにするため、新たに規定を設けるかどうかについて、その規定内容を含めて更に検討してはどうか。</p> <p>規定内容について、例えば、被用者その他の補助者、代理人、媒介者、共同して交渉した者など、交渉当事者が契約の交渉や締結に関与させた第三者が、契約前に課せられる前記1（契約交渉の不当破棄）又は2の信義則上の義務に違反する行為を行った場合に、交渉当事者が損害賠償責任を負うとの考え方があるが、これに対しては、交渉当事者がコントロールすることのできない第三者の行為についてまで責任を負うことにならないかとの懸念も示されている。そこで、交渉当事者の属性、第三者との関係、関与の在り方などにも配慮した上で、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>目的、契約交渉の経緯その他当該契約に関する一切の事情に照らし、その当事者の一方が自ら当該情報を入手することを期待することができないこと。</p> <p>(4) その内容で当該契約を締結したことによって生ずる不利益をその当事者の一方に負担させることが、上記(3)の事情に照らして相当でないこと。</p> <p>(注)このような規定を設けないという考え方がある。</p>	
<p>第27 約款（定義及び組入要件）</p> <p>1 約款の組入要件に関する規定の要否</p> <p>現代社会においては、鉄道・バス・航空機等の運送約款、各種の保険約款、銀行取引約款等など、様々な分野でいわゆる約款が利用されており、大量の取引を合理的、効率的に行うための手段として重要な意義を有しているが、個別の業法等に約款に関する規定が設けられていることはあるものの、民法にはこれに関する特別な規定はない。約款については、約款使用者（約款をあらかじめ準備してこれを契約内容にしようとする方の当事者）の相手方はその内容を了知して合意しているわけではないから、約款が契約内容になっているかどうか不明確であるなどの指摘がある。そこで、約款を利用した取引の安定性を確保するなどの観点から、約款を契約内容とするための要件（以下、「組入要件」という。）に関する規定を民法に設ける必要があるかどうかについて、約款を使用する取引の実態や、約款に関する規定を有する業法、労働契約法その他の法令との関係などにも留意しながら、更に検討してはどうか。</p>	<p>第30 約款</p> <p>1 約款の定義</p> <p>約款とは、<u>多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体</u>であって、それらの契約の内容を<u>画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。</u></p> <p>(注)約款に関する規律を設けないという考え方がある。</p> <p>2 約款の組入要件の内容</p> <p>契約の当事者がその契約に<u>約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下、「約款使用者」という。）によって、契約締結時まで、相手方が合理的</u></p>	約款規制

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>2 約款の定義</p> <p>約款の組入要件に関する規定を設けることとする場合に、当該規定の適用対象となる約款をどのように定義するかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>その場合の規定内容として、例えば、「多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体」という考え方があるが、これに対しては、契約書のひな形などが広く約款に含まれることになるとすれば実務における理解と異なるという指摘や、労働契約に関する指摘として、就業規則が約款に該当するとされることにより、労働契約法その他の労働関係法令の規律によるのではなく約款の組入要件に関する規律によって労働契約の内容になるとすれば、労働関係法令と整合的でないなどの指摘もある。そこで、このような指摘にも留意しながら、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>3 約款の組入要件の内容</p> <p>仮に約款の組入要件についての規定を設けるとした場合に、その内容をどのようなものとするかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>例えば、原則として契約締結までに約款が相手方に開示されていること及び当該約款を契約内容にする旨の当事者の合意が必要であるという考え方がある。このうち開示を要件とすることについては、その具体的な態様によっては多大なコストを要する割に相手方の実質的な保護につながらないとの指摘などがあり、また、当事者の合意を要件とすることについては、当事者の合意がなくても慣習としての拘束力を認めるべき場合があるとの指摘などがある。</p> <p>このほか、相手方が個別に交渉した条項を含む約款全体、更には実際に個別交渉が行われなくてもその機会があった約款は当然に契約内容になるとの考え方や、約款が使用されていることが周知の事実になっている分野においては約款は当然に契約内容になるとの考え方もある。</p> <p>約款の組入要件の内容を検討するに当たっては、相手方が約款の内容を知る機会をどの程度保障するか、約款を契約内容にする旨の合意が常に必要であるかどうかなどが問題になると考えられるが、これらを含め、現代の取引社会における約款の有用性や、組入要件と公法上の規制・労働関係法令等他の法令との関係などに留意しつつ、規定の内容について更に検討してはどうか。</p> <p>また、上記の原則的な組入要件を満たす場合であっても、約款の中に相手方が合理的に予</p>	<p>な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。</p> <p>(注)約款使用者が相手方に対して、契約締結時までに約款を明示的に提示することを原則的な要件として定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方がある。</p> <p>3 不意打ち条項</p> <p>約款に含まれている契約条項であって、<u>他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記 2 によっては契約の内容とはならないものとする。</u></p> <p>4 約款の変更</p> <p>約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。</p> <p>(1) 約款が前記 2 によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容の変更をすることができるものとする。</p> <p>ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。</p> <p>イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得るこ</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>測することができない内容の条項が含まれていたときは、当該条項は契約内容とならないという考え方があるが、このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>4 約款の変更</p> <p>約款を使用した契約が締結された後、約款使用者が当該約款を変更する場合があるが、民法には約款に関する規定がないため、約款使用者が一方的に約款を変更することの可否、要件、効果等は明確でない。そこで、この点を明らかにするため、約款使用者による約款の変更について相手方の個別の合意がなくても、変更後の約款が契約内容になる場合があるかどうか、どのような場合に契約内容になるかについて、検討してはどうか。</p>	<p>とが著しく困難であること。</p> <p>ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当なものであること。</p> <p>エ 当該約款の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。</p> <p>5 不当条項規制</p> <p>前記 2 によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。</p> <p>(注)このような規定を設けないという考え方がある。</p>	<p>不当条項 規制 (第 10 条)</p>
<p>第 28 法律行為に関する通則</p> <p>1 法律行為の効力</p> <p>(2)公序良俗違反の具体化</p> <p>公序良俗違反の一類型として暴利行為に関する判例・学説が蓄積されていることを踏まえ、一般条項の適用の安定性や予測可能性を高める観点から、暴利行為に関する明文の規定を設けるものとするかどうかについて、自由な経済活動を委縮させるおそれがあるとの指摘、特定の場面についてのみ具体化することによって公序良俗の一般規定としての性格が不</p>	<p>第 1 法律行為総則</p> <p>2 公序良俗（民法第 90 条関係）</p> <p>民法第 90 条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。</p> <p>(2) <u>相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断すること</u></p>	<p>消費者公序 規定 適合性原則 困惑類型</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>明確になるとの指摘などがあることに留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>暴利行為の要件は、伝統的には、①相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じるという主観的要素と、②著しく過当の利益を獲得するという客観的要素からなるとされてきたが、暴利行為に関するルールを明文化する場合には、主観的要素に関しては、相手方の従属状態、抑圧状態、知識の不足に乗じることを付け加えるか、客観的要素に関しては、利益の獲得だけでなく相手方の権利の不当な侵害が暴利行為に該当し得るか、また、「著しく」という要件が必要かについて、更に検討してはどうか。</p> <p>また、暴利行為のほかに、例えば「状況の濫用」や取締法規に違反する法律行為のうち公序良俗に反するものなど、公序良俗に反する行為の類型であって明文の規定を設けるべきものがあるかどうかについても、検討してはどうか。</p>	<p><u>ができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。</u></p> <p>(注)上記(2) (いわゆる暴利行為) について、相手方の窮迫、<u>軽率又は無経験に乗じて著しく過当な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。</u> また、規定を設けないという考え方がある。</p>	
<p>第30 意思表示</p> <p>3 錯誤</p> <p>(1)動機の錯誤に関する判例法理の明文化</p> <p>錯誤をめぐる紛争の多くは動機の錯誤が問題となるものであるにもかかわらず、動機の錯誤に関する現存の規律は条文上分かりにくいことから、判例法理を踏まえて動機の錯誤に関する明文の規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>規定の内容については、例えば、事実の認識が法律行為の内容になっている場合にはその認識の誤りのリスクを相手方に転嫁できることから当該事実に関する錯誤に民法第95条を適用するとの考え方がある。他方、動機の錯誤に関する学説には、動機の錯誤を他の錯誤と区別せず、表意者が錯誤に陥っていること又は錯誤に陥っている事項の重要性について相手方に認識可能性がある場合に同条を適用するとの見解もある。そこで、このような学説の対立も踏まえながら、上記の考え方の当否を含め、動機の錯誤に関する規律の内容について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2)要素の錯誤の明確化</p> <p>民法第95条にいう「要素」について、判例は、意思表示の内容の主要な部分であり、この点についての錯誤がなかったなら表意者は意思表示をしなかったであろうし、かつ、意思表示をしないことが一般取引の通念に照らして正当と認められることを意味するとしてい</p>	<p>第3 意思表示</p> <p>2 錯誤（民法第95条関係）</p> <p>民法第95条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1)意思表示に錯誤があった場合において、表意者がその真意と異なることを知っていたとすれば表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。</p> <p>(2)目的物の性質、状態その他の意思表示の前提となる事項に錯誤があり、かつ、次のいずれかに該当する場合において、当該錯誤がなければ表意者はその意思表示をせず、かつ、通常人であってもその意思表示をしなかったであろうと認められるときは、表意者は、その意思表示を取り消すことができるものとする。</p> <p>ア 意思表示の前提となる当該事項に関する表意者の認識が法律行為の内容になっているとき。</p> <p>イ 表意者の錯誤が、相手方が事実と異なることを表示</p>	誤認類型

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>る。このような判例法理を条文上明記することとしてはどうか。</p> <p>(3)表意者に重過失がある場合の無効主張の制限の例外</p> <p>表意者に重過失があったときは意思表示の錯誤無効を主張することができないとされている（民法第95条ただし書）が、①表意者の意思表示が錯誤によるものであることを相手方が知っている場合又は知らなかったことについて 相手方に重過失がある場合、②当事者双方が同一の錯誤に陥っている場合、③相手方が表意者の錯誤を引き起こした場合においては、表意者は重過失があっても無効を主張できるものとするべきであるとの考え方がある。このような考え方について、相手方が過失なく表意者の錯誤を引き起こした場合にも重過失ある表意者が錯誤無効を主張することができるとするのは適当でないなどの指摘があることも踏まえ、更に検討してはどうか。</p> <p>(4)効果</p> <p>錯誤があった場合の意思表示の効力について、民法は無効としている（同法第95条本文）が、無効の主張は原則として表意者だけがすることができると解されているため、その効果は取消しに近づいているとして、錯誤による意思表示は取り消すことができるものとするべきであるとの考え方がある。このような考え方に対しては、取消権の行使期間には制限があるなど、表意者の保護が十分でなくなるおそれがあるとして、無効という効果を維持すべきであるとの考え方もあることから、これらを踏まえ、錯誤による意思表示の効果をどのようにすべきかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>その検討に当たっては、錯誤に基づく意思表示の効力を否定することができる者の範囲、効力を否定することができる期間、追認するかどうかについての相手方の催告権の要否などが問題になると考えられるが、これらについて、法律行為の無効及び取消し全体の制度設計にも留意しつつ、検討してはどうか。</p> <p>(5)錯誤者の損害賠償責任</p> <p>錯誤は、錯誤者側の事情で意思表示の効力を否定する制度であるから、錯誤者はこれによって相手方が被る損害を賠償する責任を伴うとして、錯誤無効が主張されたために相手方や第三者が被った損害について錯誤者は無過失責任を負うという考え方がある。これに対しては、無過失責任を負わせるのは錯誤者にとって酷な場合があり、損害賠償責任の有無は不法</p>	<p><u>したために生じたものであるとき。</u></p> <p>(3) 上記(1)又は(2)の意思表示をしたことについて表意者に重大な過失があった場合には、次のいずれかに該当するときに除き、上記(1)又は(2)による意思表示の取消しをすることができないものとする。</p> <p>ア 相手方が、表意者が上記(1)又は(2)の意思表示をしたことを知り、又は知らなかったことについて重大な過失があるとき。</p> <p>イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。</p> <p>(4) 上記(1)又は(2)による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>(注) 上記(2)イ（不実表示）については、規定を設けないという考え方がある。</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>行為の一般原則に委ねるべきであるとの指摘もある。このような指摘も踏まえ、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>(6) 第三者保護規定</p> <p>錯誤によってされた意思表示の存在を前提として新たに利害関係を有するに至った第三者を保護する規定はなく、解釈に委ねられているが、このような第三者が保護される要件を明らかにするために新たに規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。その際、心裡留保・通謀虚偽表示・詐欺等に関する第三者保護規定との整合性に留意しながら、その規定内容や、第三者保護規定の配置の在り方について、更に検討してはどうか。規定内容については、例えば、表意者の犠牲の下に第三者を保護するには第三者の信頼が正当なものでなければならないとして、善意かつ無過失が必要であるとの考え方や、錯誤のリスクは本来表意者が負担すべきものであり、第三者は善意であれば保護されるとの考え方があるが、これらの考え方の当否を含めて更に検討してはどうか。</p>		
<p>第30 意思表示</p> <p>4 詐欺及び強迫</p> <p>(1) 沈黙による詐欺</p> <p>積極的な欺罔行為をするのではなく、告げるべき事実を告げないことで表意者を錯誤に陥れて意思表示をさせることも、詐欺に該当することがあるとされている。そこで、このことを条文上明記すべきであるという考え方があるが、これに対しては、現行の詐欺の規定があれば足りるとして規定を設ける必要性を疑問視する指摘もある。このような指摘を踏まえ、沈黙による詐欺に関する規定の要否や設ける場合の規定内容（沈黙が詐欺に該当する範囲等）について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 第三者による詐欺</p> <p>第三者が詐欺をした場合について、相手方が第三者による詐欺の事実を知っていた場合だけでなく、知ることができた場合にも、表意者はその意思表示を取り消すことができるものとしてどうか。</p> <p>また、法人が相手方である場合の従業員等、その行為について相手方が責任を負うべき者がした詐欺については、相手方が詐欺の事実を知っていたかどうかにかかわらず取消しを認めるものとする方向で、相手方との関係に関する要件等について更に検討してはどうか。</p> <p>5 意思表示に関する規定の拡充</p>	<p>第3 意思表示</p> <p>3 詐欺（民法第96条関係）</p> <p>民法第96条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。</p> <p>(2) 相手方のある意思表示において、相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったときも、上記(1)と同様とする（その意思表示を取り消すことができる）ものとする。</p> <p>(3) 相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、上記(2)の場合を除き、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。</p> <p>(4) 詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がな</p>	<p>誤認類型</p> <p>第5条 媒介の委託を受けた第三者</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>詐欺、強迫など、民法上表意者が意思表示を取り消すことができるとされている場合のほかにも、表意者を保護するため意思表示の取消しを認めるべき場合があるかどうかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>例えば、契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすべき事項に関して誤った事実を告げられたことによって表意者が事実を誤認し、誤認に基づいて意思表示をした場合には、表意者は意思表示を取り消すことができるという考え方がある。また、表意者の相手方が表意者にとって有利な事実を告げながら、これと表裏一体の関係にある不利益な事実を告げなかったために表意者がそのような事実が存在しないと誤認し、誤認に基づいて意思表示をした場合（誤った事実を告知されたことに基づいて意思表示をした場合と併せて不実表示と呼ぶ考え方がある。）には、表意者は意思表示を取り消すことができるという考え方もある。これらの考え方に対しては、濫用のおそれを指摘する指摘や、表意者が事業者であって相手方が消費者である場合にこのような規律を適用するのは適当ではないとの指摘、相手方に過失がない場合にも取消しを認めるのであれば相手方の保護に欠けるとの指摘などもあるが、これらの指摘も踏まえ、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>い第三者に対抗することができないものとする。</p> <p>(注)上記(2)については、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行ったときも上記(1)と同様とする旨の規定を設けるという考え方がある。</p>	
<p>第31 不当条項規制</p> <p>1 不当条項規制の要否、適用対象等</p> <p>(1) 契約関係については基本的に契約自由の原則が妥当し、契約当事者は自由にその内容を決定できるのが原則であるが、今日の社会においては、対等な当事者が自由に交渉して契約内容を形成することによって契約内容の合理性が保障されるというメカニズムが働かない場合があり、このような場合には一方当事者の利益が不当に害されることがないように不当な内容を持つ契約条項を規制する必要があるという考え方がある。このような考え方に従い、不当な契約条項の規制に関する規定を民法に設ける必要があるかについて、その必要性を判断する前提として正確な実態の把握が必要であるとの指摘などにも留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 民法に不当条項規制に関する規定を設けることとする場合に対象とすべき契約類型については、どのような契約であっても不当な契約条項が使用されている場合には規制すべきであるという考え方のほか、一定の契約類型を対象として不当条項を規制すべきであるとの考え方がある。例えば、約款は一方当事者が作成し、他方当事者が契約内容の形成に関与しないものであること、消費者契約においては消費者が情報量や交渉力等において劣位にあること</p>	<p>【再掲】</p> <p>第30 約款</p> <p>5 不当条項規制</p> <p>前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。</p> <p>(注)このような規定を設けないという考え方がある。</p>	<p>不当条項規制</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>から、これらの契約においては契約内容の合理性を保障するメカニズムが働かないとして、これらを不当条項規制の対象とするという考え方である。また、消極的な方法で不当条項規制の対象を限定する考え方として、労働契約は対象から除外すべきであるとの考え方や、労働契約においては、使用者が不当な条項を使用した場合には規制の対象とするが、労働者が不当な条項を使用しても規制の対象としないという片面的な考え方も主張されている。これらの当否を含め、不当条項規制の対象について、更に検討してはどうか。</p> <p>2 不当条項規制の対象から除外すべき契約条項</p> <p>不当条項規制の対象とすべき契約類型に含まれる条項であっても、契約交渉の経緯等によって例外的に不当条項規制の対象から除外すべき条項があるかどうか、どのようなものを対象から除外すべきかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>例えば、個別に交渉された条項又は個別に合意された条項を不当条項規制の対象から除外すべきであるとの考え方がある。このような考え方の当否について、どのような場合に個別交渉があったと言えるか、一定の契約類型（例えば、消費者契約）に含まれる条項は個別交渉又は個別合意があっても不当条項規制の対象から除外されないという例外を設ける必要がないかなどに留意しながら、更に検討してはどうか。</p> <p>また、契約の中心部分に関する契約条項を不当条項規制の対象から除外すべきかどうかについて、中心部分とそれ以外の部分の区別の明確性や、暴利行為規制など他の手段による規制の可能性、一定の契約類型（例えば、消費者契約）に含まれる条項は中心部分に関するものであっても不当条項規制の対象から除外されないという例外を設ける必要はないかなどに留意しながら、更に検討してはどうか。</p> <p>3 不当性の判断枠組み</p> <p>民法に不当条項規制に関する規定を設けることとする場合には、問題となる条項の不当性をどのように判断するかが問題となる。具体的には、契約条項の不当性を判断するに当たって比較対照すべき標準的な内容を任意規定に限定するか、条項の使用が予定されている多数の相手方と個別の相手方のいずれを想定して不当性を判断するか、不当性を判断するに当たって考慮すべき要素は何か、どの程度まで不当なものを規制の対象とするかなどが問題となり得るが、これらの点について、更に検討してはどうか。</p>		

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>4 不当条項の効力</p> <p>民法に不当条項規制に関する規定を設けることとする場合には、ある条項が不当と評価された場合の効果が問題になるが、この点に関しては、不当条項規制の対象となる条項は不当とされる限度で一部の効力を否定されるとの考え方と、当該条項全体の効力を否定されるとの考え方がある。いずれが適当であるかについては、「条項全体」が契約内容のうちどの範囲を指すかを明確にすることができるか、法律行為に含まれる特定の条項の一部に無効原因がある場合の当該条項の効力をどのように考えるかにも留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>また、不当な条項を無効とするか、取り消すことができるものとするかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>5 不当条項リストを設けることの当否</p> <p>民法に不当条項規制に関する規定を設けることとする場合には、どのような条項が不当と評価されるのかについての予測可能性を高めることなどを目的として、不当条項規制に関する一般的規定（前記3及び4）に加え、不当と評価される可能性のある契約条項のリストを作成すべきであるとの考え方があるが、これに対しては、硬直的な運用をもたらすなどとして反対する意見もある。そこで、不当条項のリストを設けるという考え方の当否について、一般的規定は民法に設けるとしてもリストは特別法に設けるという考え方の当否も含め、更に検討してはどうか。</p> <p>また、不当条項のリストを作成する場合には、該当すれば常に不当性が肯定され、条項使用者が不当性を阻却する事由を主張立証することができないものを列挙したリスト（ブラックリスト）と、条項使用者が不当性を阻却する事由を主張立証することによって不当性の評価を覆すことができるものを列挙したリスト（グレーリスト）を作成すべきであるとの考え方がある。これに対し、ブラックリストについては、どのような状況で使用されるかにかかわらず常に不当性が肯定される条項は少ないのではないかなどの問題が、グレーリストについては、使用者がこれに掲載された条項を回避することにより事実上ブラックリストとして機能するのではないかなどの問題が、それぞれ指摘されている。そこで、どのようなリストを作成するかについて、リストに掲載すべき条項の内容を含め、更に検討してはどうか。</p>		
<p>第32 無効及び取消し</p> <p>2 一部無効</p>	<p>第5 無効及び取消し</p> <p>1 法律行為の一部無効</p>	<p>不当条項規制</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>(1)法律行為に含まれる特定の条項の一部無効</p> <p>法律行為に含まれる特定の条項の一部に無効原因がある場合における当該条項の効力は、民法第 604 条第 1 項などの個別の規定が設けられているときを除いて明らかでないため、原則として無効原因がある限度で一部無効になるにすぎず、残部の効力は維持される旨の一般的な規定を新たに設ける方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>このような原則を規定する場合には、併せてその例外を設けるかどうかが問題になる。例えば、一部に無効原因のある条項が約款に含まれるものである場合や、無効原因がある部分以外の残部の効力を維持することが当該条項の性質から相当でないと認められる場合は、当該条項の全部が無効になるとの考え方がある。また、民法に消費者概念を取り入れることとする場合に、消費者契約の特則として、無効原因がある条項の全部を無効にすべきであるとの考え方がある。他方、これらの考え方に対しては「条項の全部」がどこまでを指すのかが不明確であるとの批判もある。そこで、無効原因がある限度で一部無効になるという原則の例外を設けることの当否やその内容について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2)法律行為の一部無効</p> <p>法律行為に含まれる一部の条項が無効である場合における当該法律行為の効力について明らかにするため、原則として、当該条項のみが無効となり、法律行為の残部の効力は維持される旨の一般的な規定を新たに設ける方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>もっとも、このような原則の例外として法律行為全体が無効になる場合があるとされている。どのような場合に法律行為全体が無効になるかという判断基準については、例えば、当該条項が無効であることを認識していれば当事者は当該法律行為をしなかったであろうと合理的に考えられるかどうかを判断基準とするとの考え方などがある。このような考え方の当否を含め、法律行為全体が無効になるための判断基準について、更に検討してはどうか。</p> <p>また、法律行為の一部が無効とされ、これを補充する必要が生じた場合にどのような方法で補充するかについては、例えば、個別の法律行為の趣旨や目的に適合した補充を最優先とする考え方や、合理的な意思解釈によれば足りるとする考え方などがある。これらの考え方の当否を含め、上記の補充の方法について、更に検討してはどうか。</p>	<p><u>法律行為の一部が無効となる場合であっても、法律行為のその余の部分の効力は妨げられないものとする。ただし、当該一部が無効であることを知っていれば当事者がその法律行為をしなかったと認められる場合には、その法律行為は無効とするものとする。</u></p> <p>(注)このような規定を設けないという考え方がある。</p>	<p>決済の多様化</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>(3)複数の法律行為の無効</p> <p>ある法律行為が無効であっても、原則として他の法律行為の効力に影響しないと考えられるが、このような原則には例外もあるとして、ある法律行為が無効である場合に他の法律行為が無効になることがある旨を条文上明記すべきであるとの考え方がある。これに対しては、適切な要件を規定することは困難であるとの指摘や、ある法律行為が無効である場合における他の法律行為の効力が問題になる場面には、これらの契約の当事者が同じである場合と異なる場合があり、その両者を区別すべきであるとの指摘がある。そこで、上記の指摘に留意しつつ、例外を条文上明記することの当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>例外を規定する場合の規定内容については、例えば、複数の法律行為の間に密接な関連性があり、当該法律行為が無効であるとするれば当事者が他の法律行為をしなかったと合理的に考えられる場合には他の法律行為も無効になることを明記するとの考え方があるが、これに対しては、密接な関連性という要件が明確でなく、無効となる法律行為の範囲が拡大するのではないかとの懸念を示す指摘や、当事者が異なる場合に相手方の保護に欠けるとの指摘もある。そこで、例外を規定する場合の規定内容について、上記の指摘のほか、一つの契約の不履行に基づいて複数の契約の解除が認められるための要件との整合性にも留意しながら、更に検討してはどうか。</p>		第5条関係
<p>第32 無効及び取消し</p> <p>3 無効な法律行為の効果</p> <p>(1) 法律行為が無効であることの帰結</p> <p>法律行為が無効である場合には、①無効な法律行為によっては債権が発生せず、当事者はその履行を請求することができないこと、②無効な法律行為に基づく履行がされているときは相手方に対して給付したものの返還を求めることができることは現在の解釈上も異論なく承認されているが、これを条文上明記する方向で、不当利得に関する規律との関係にも留意しながら、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 返還請求権の範囲</p> <p>ア 無効な法律行為に基づく履行がされているときは相手方に対して給付したものの返還を求めることができるが、この場合における返還請求権の範囲を明らかにする観点から、民法第703条以下の</p>	<p>第5 無効及び取消し</p> <p>2 無効な法律行為の効果</p> <p>(1) 無効な法律行為(取り消されたために無効であったとみなされた法律行為を含む。)に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、給付を受けたもの及びそれから生じた果実の返還をすることができないときは、その価額の償還をしなければならないものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の無効な法律行為が有償契約である場合におい</p>	取消の効果

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>不当利得に関する規定とは別に、新たに規定を設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>イ 上記アの規定を設けるとした場合の内容については、例えば、次の①から③まで記載の内容の規定を設けるとの考え方があることを踏まえ、更に検討してはどうか。</p> <p>① 原則として、受領した物を返還することができるときはその物を、これを返還することができないときはその価額を、それぞれ返還しなければならない。</p> <p>② 上記①の原則に対する例外として、無効な法律行為が双務契約又は有償契約以外の法律行為である場合において、相手方が当該法律行為の無効を知らずに給付を受領したときは、利益が存する限度で返還すれば足りる。</p> <p>③ 無効な法律行為が双務契約又は有償契約である場合には、相手方が当該法律行為の無効を知らなかった場合でも、返還すべき価額は現存利益に縮減されない。ただし、この場合に返還すべき価額は、給付受領者が当該法律行為に基づいて相手方に給付すべきであった額を限度とする。</p> <p>ウ 上記イ記載の考え方に加え、詐欺の被害者の返還義務を軽減するなど、無効原因等の性質によって返還義務を軽減する特則を設けるかどうかについても、検討してはどうか。</p> <p>(3) 制限行為能力者・意思無能力者の返還義務の範囲</p> <p>民法第121条は、契約が取り残された場合の制限行為能力者の返還義務を現存利益の範囲に縮減しているが、制限行為能力者がこのような利得消滅の抗弁を主張できる場面を限定する必要がないかどうかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>その場合の規定内容については、例えば、制限行為能力者が、取消しの意思表示後、返還義務があることを知りながら受領した利益を費消したときは利得消滅の抗弁を認めないとの考え方や、制限行為能力者に害意があるときは利得消滅の抗弁を認めないとの考え方などがあるが、利得消滅の抗弁を限定すると制限行為能力者の保護に欠けることになるとの指摘もある。そこで、制限行為能力者が利得消滅の抗弁を主張することができる場面を限定する場合の規定内容について、更に検討してはどうか。</p> <p>また、意思無能力に関する規定を新たに設ける場合には、意思無能力者の返還義務の範囲についても制限行為能力者の返還義務と同様の規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。この場合に、自己の責めに帰すべき事由により一時的に意思能力を欠いた者に利得消滅の抗弁を認めるかどうかについても、更に検討してはどうか。</p>	<p>て、給付を受けた者が給付を受けた当時、その法律行為の無効であること又は取り消すことができることを知らなかったときは、給付を受けたものの価額の償還義務は、給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額又は現に受けている利益の額のいずれか多い額を限度とするものとする。</p> <p>(3) 上記(1)の無効な法律行為が有償契約以外の法律行為である場合において、給付を受けた者が給付を受けた当時、その法律行為の無効であること又は取り消すことができることを知らなかったときは、給付を受けた者は、それを知った時点でその法律行為によって現に利益を受けていた限度において上記(1)の返還の義務を負うものとする。</p> <p>(4) 民法第121条ただし書の規律に付け加えて、次のような規定を設けるものとする。</p> <p>意思能力を欠く状態で法律行為をした者は、その法律行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負うものとする。ただし、意思能力を欠く状態で法律行為をした者が意思能力を回復した後にその行為を了知したときは、その了知をした時点でその法律行為によって現に利益を受けていた限度において、返還の義務を負うものとする。</p> <p>(注) 上記(2)については、「給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額又は現に受けている利益の額のいずれか多い額」を限度とするのではなく、「給付を受けた者が当該法律行為に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>(4) 無効行為の転換 無効な行為が他の法律行為の要件に適合している場合に、当該地の法律行為としての効力を認められることの有無及びその要件を明らかにするため、明文の規定を新たに設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>その場合の規定内容については、例えば、法律行為が無効な場合であっても、類似の法律効果が生ずる他の法律行為の要件を満たしているときは、当該他の法律行為としての効力を認めることができる旨の規定を設けるべきであるとの考え方の当否を含めて、更に検討してはどうか。</p> <p>(5) 追認 無効な行為は追認によっても効力を生じないとされている（民法第119条本文）が、これを改め、錯誤や意思無能力による無効など当事者の一方を保護することを目的として無効とされる法律行為では、当該当事者が追認することによって遡及的に有効とすることができるものとするかどうかについて、これらの法律行為の効果の在り方の見直しとの関係にも留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>また、無効な行為を追認することができるものとする場合には、相手方の法的地位の安定を図る観点から、無効な行為を追認するかどうか確答するように追認権者に催告する権利を相手方に与えるべきであるとの考え方がある。このような考え方の当否について、どのような無効原因について催告権を与えるかを含め、検討してはどうか。</p> <p>4 取り消すことができる行為の追認</p> <p>(1) 追認の要件 取り消すことができる行為を追認権者が追認するための要件（民法第124条第1項）については、取消原因となった状況が消滅したことだけでなく、対象となる行為について取消権を行使することができることを知っていることが必要であるという考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>また、制限行為能力者（成年被後見人を除く。）について、法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て自ら追認することができることを条文上明記するとともに、この場合には、法定代理人、保佐人又は補助人が対象となる行為について取消権を行使することができることを知っていることを要件とすべきであるという考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 法定追認</p>	<p>の額」を限度とするという考え方がある。</p> <p>3 追認の効果（民法第122条関係） 民法第122条ただし書を削除するものとする。</p> <p>4 取り消すことができる行為の追認（民法第124条関係） 民法第124条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、追認権者が取消権を行使することができることを知った後にしなければ、その効力は生じないものとする。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれかの場合には、上記(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後に行うことを要しないものとする。</p> <p>ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をする場合</p> <p>イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をする場合</p> <p>5 法定追認（民法第125条関係） 民法第125条の規律に、法定追認事由として、「弁済の受領」及び「担保権の取得」を付け加えるものとする。 (注)「弁済の受領」及び「担保権の取得」を付け加えないという考え方がある。</p> <p>6 取消権の行使期間（民法第126条関係） <u>民法第126条の規律を改め、取消権は、追認をすることができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅するものとし、行為の時から10年を経過したときも、同様とするものとする。</u></p>	<p>取消権の行使期間</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>法定追認事由について、判例や有力な学説に従って、相手方の債務の全部又は一部の受領及び担保の受領が法定追認事由であることを条文上明記すべきであるとの考え方があるが、追認することができることを知らなくても、単なる外形的事実によって追認の効果が生ずるとすれば、追認権者が認識しないまま追認が擬制されるおそれがあるとの指摘もある。このような指摘を踏まえ、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>5 取消権の行使期間</p> <p>(1)期間の見直しの要否</p> <p>取消権の行使期間については、追認可能時から5年間、行為時から20年間とされている(民法第126条)ところ、これは長すぎるとして、例えば、これを追認可能時から2年間又は3年間、行為時から10年間に短縮すべきであるとの考え方がある。これに対し、例えば消費者には現行法の行使期間でも取消権を行使することができない者がおり、行使期間を短縮すべきではないとの意見もある。そこで、取消権の行使期間の短縮の可否及び具体的な期間について、債権の消滅時効期間の在り方にも留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>(2)抗弁権の永続性</p> <p>取消権の行使期間の制限が、取消権者が相手方からの履行請求を免れるために取消権を行使する場合にも及ぶかどうかについては、明文の規定がなく解釈に委ねられている。この点を明らかにするため、上記の場合に行使期間の制限なくいつまでも取消権を行使できる旨の規定を新たに設けるべきであるとの考え方があるが、このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>(注)民法第126条の規律を維持するという考え方がある。</p>	
<p>第36 消滅時効</p> <p>1 時効期間と起算点</p> <p>(1) 原則的な時効期間について</p> <p>債権の原則的な時効期間は10年である(民法第167条第1項)が、その例外として、時効期間を職業別に細かく区分している短期消滅時効制度(同法第170条から第174条まで)や商事消滅時効(商法第522条)などがあるため、実際に原則的な時効期間が適用されている債権の種類は、貸付債権、債務不履行に基づく損害賠償債権などのうち商事消滅時効の適</p>	<p>第7 消滅時効</p> <p>2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点</p> <p>【甲案】「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持した上で、10年間(同法第167条第1項)という時効期間を5年間に改めるものとする。</p> <p>【乙案】「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点から10年間(同法第167条第1項)とい</p>	<p>消滅時効の時効期間と起算点</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>用されないものや、不当利得返還債権などがその主要な例となる。しかし、短期消滅時効制度については、後記(2)アの問題点が指摘されており、この問題への対応として短期消滅時効制度を廃止して時効期間の統一化ないし単純化を図ることとする場合には、原則的な時効期間が適用される債権の範囲が拡大することとなる。そこで、短期消滅時効制度の廃止を含む見直しの検討状況を踏まえ、債権の原則的な時効期間が実際に適用される債権の範囲に留意しつつ、その時効期間の見直しの要否について、更に検討してはどうか。</p> <p>具体的には、債権の原則的な時効期間を5年ないし3年に短期化すべきであるという考え方が示されているが、これに対しては、短期化の必要性を疑問視する指摘や、商事消滅時効の5年を下回るのは実務上の支障が大きいとの指摘がある。また、時効期間の長短は、起算点の定め方と関連付けて検討する必要がある、また、時効期間の進行の阻止が容易かどうかという点で時効障害事由の定め方とも密接に関わることに留意すべきであるとの指摘もある。そこで、これらの指摘を踏まえつつ、債権の原則的な時効期間を短期化すべきであるという上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 時効期間の特則について</p> <p>ア 短期消滅時効制度について</p> <p>短期消滅時効制度については、時効期間が職業別に細かく区分されていることに対して、理論的にも実務的にも様々な問題が指摘されていることを踏まえ、見直しに伴う実務上の様々な影響に留意しつつ、職業に応じた区分(民法第170条から第174条まで)を廃止する方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>その際には、現在は短期消滅時効の対象とされている一定の債権など、比較的短期の時効期間を定めるのが適当であると考えられるものを、どのように取り扱うべきであるかが問題となる。この点について、特別な対応は不要であるとする考え方がある一方で、①一定の債権を対象として比較的短期の時効期間を定めるべき必要性は、原則的な時効期間の短期化によって相当程度吸収することができる(時効期間を単純化・統一化するメリットの方が大きい)とする考え方と、②職業別の区分によらない新たな短期消滅時効として、元本が一定額に満たない少額の債権を対象として短期の時効期間を設けるとする考え方などがあることを踏まえ、更に検討してはどうか。</p> <p>イ 定期金債権</p>	<p>う時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時)」という起算点から「<u>3年間/4年間/5年間</u>」という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。</p> <p>(注)【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持するとともに、<u>10年間(同法第167条第1項)</u>という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については<u>3年間の時効期間を新たに設ける</u>という考え方がある。</p> <p>3 定期金債権の消滅時効(民法第168条第1項関係)</p> <p>(1) 民法第168条第1項前段の規律を改め、定期金の債権についての消滅時効は、次の場合に完成するものとする。</p> <p>ア 第1回の弁済期から[10年間]行使しないとき</p> <p>イ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がある場合には、最後の弁済の時から[10年間]行使しないとき</p> <p>ウ 最後に弁済があった時において未払となっている給付がない場合には、次の弁済期から[10年間]行使しないとき</p> <p>(2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。</p> <p>4 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条関係)</p> <p>民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。</p> <p>(1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知っ</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>定期金債権の消滅時効に関しては、長期に及び定期的な給付をする債務を負担する者が、未発生の定期給付債権（支分権）がある限り消滅時効の利益を受けられないという不都合を避けるために、例外的な取扱いが規定されている（民法第 168 条）。その趣旨を維持する必要があることを踏まえつつ、消滅時効期間を「第 1 回の弁済期から 20 年」としているのを改め、各定期給付債権の弁済期から 10 年とする案や定期給付債権が最後に弁済された時から 10 年とする案などを対象として、規定の見直しの可否について、更に検討してはどうか。</p> <p>ウ 判決等で確定した権利</p> <p>確定判決等によって確定した権利は、高度の確実性をもって確定されたものであり、その後も時効完成を阻止するために短期間のうちに権利行使することを求めるのは適当でないことなどから、短期の時効期間に対する例外規定が設けられている（民法第 174 条の 2）。この規定に関しては、短期消滅時効制度の見直しや原則的な時効期間に関する検討を踏まえつつ、現在と同様に、短期の時効期間に対する例外的な取扱いを定める方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>エ 不法行為等による損害賠償請求権</p> <p>不法行為による損害賠償請求権の期間制限に関しては、債権一般の消滅時効に関する見直しを踏まえ、債務不履行に基づく損害賠償請求権と異なる取扱いをする必要性の有無に留意しつつ、現在のような特則（民法第 724 条）を廃止することの可否について、更に検討してはどうか。また、不法行為の時から 20 年という期間制限（同条後段）に関して、判例は除外期間としているが、このような客観的起算点からの長期の期間制限を存置する場合には、これが時効であることを明確にする方向で、更に検討してはどうか。</p> <p>他方、生命、身体等の侵害による損害賠償請求権に関しては、債権者（被害者）を特に保護する必要性が高いことを踏まえ、債権一般の原則的な時効期間の見直しにかかわらず、現在の不法行為による損害賠償請求権よりも時効期間を長期とする特則を設ける方向で、更に検討してはどうか。その際、特則の対象範囲や期間については、生命及び身体の侵害を中心としつつ、それと同等に取り扱うべきものの有無や内容、被侵害利益とは異なる観点（例えば、加害者の主観的態様）からの限定の可否等に留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>(3) 時効期間の起算点について</p>	<p>た時から 3 年間行使しないとき</p> <p>(2) 不法行為の時から 20 年間行使しないとき</p> <p>5 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効</p> <p>生命・身体 [又はこれらに類するもの] の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記 2 における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。</p> <p>(注)このような特則を設けないという考え方がある。</p> <p>7 時効の停止事由</p> <p>時効の停止事由に関して、民法第 158 条から第 160 条までの規律を維持するほか、次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる事由がある場合において、前記 6(1)の更新事由が生ずることなくこれらの手続が終了したときは、その終了の時から 6 か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度のこれらの手続については、時効の停止の効力を有しないものとする。</p> <p>ア 裁判上の請求</p> <p>イ 支払督促の申立て</p> <p>ウ 和解の申立て又は民事調停法・家事事件手続法による調停の申立て</p> <p>エ 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加</p> <p>オ 強制執行、担保権の実行としての競売その他の民事執行の申立て</p> <p>カ 仮差押命令その他の保全命令の申立て</p> <p>(2) 上記(1)アによる時効の停止の効力は、債権の一部について訴えが</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>時効期間の起算点に関しては、時効期間に関する検討を踏まえつつ、債権者の認識や権利行使の期待可能性といった主観的事情を考慮する起算点（主観的起算点）を導入するかどうかや、導入するとした場合における客観的起算点からの時効期間との関係について、実務に与える影響に留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>また、「権利を行使することができる時」（民法第166条第1項）という客観的起算点についても、債権の種類や発生原因等によって必ずしも明確とは言えず、紛争が少なくないとの指摘があることから、一定の類型ごとに規定内容の明確化を図ることの要否及びその内容について、検討してはどうか。</p> <p>さらに、預金債権等に関して、債権に関する記録の作成・保存が債務者（銀行等）に求められていることや、預けておくこと自体も寄託者としての権利行使と見ることができることなどを理由に、起算点に関する例外的な取扱いを設けるべきであるとする考え方の当否について、預金債権等に限ってそのような法的義務が課されていることはないとの指摘があることも踏まえ、更に検討してはどうか。</p> <p>(4)合意による時効期間等の変更</p> <p>当事者間の合意で法律の規定と異なる時効期間や起算点を定めることの可否について、現在の解釈論では、時効完成を容易にする方向での合意は許容される等の学説があるものの、必ずしも明確ではない。そこで、合意による時効期間等の変更を原則として許容しつつ、合意の内容や時期等に関する所要の制限を条文上明確にすべきであるという考え方が示されている。このような考え方の当否について、交渉力に劣る当事者への配慮等に留意しながら、更に検討してはどうか。</p> <p>交渉力に劣る当事者への配慮の在り方として、例えば、消費者概念を民法に取り入れることとする場合には、消費者契約においては法律の規定より消費者に不利となる合意による変更を認めないという特則を設けるべきであるとの考え方があがるが、このような考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	<p>提起された場合であっても、その債権の全部に及ぶものとする。</p> <p>(3) 民法第155条の規律を改め、上記(1)オ又はカの手続きは、時効の利益を受ける者に対してしないときは、その者に通知をした後でなければ、時効の停止の効力を生じないものとする。</p> <p>(4) 民法第153条の規律を改め、催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。この場合において、その期間中に行われた再度の催告は、時効の停止の効力を有しないものとする。</p> <p>(5) 民法第161条の規律を改め、時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事象のため上記(1)アからカまでの手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。</p> <p>(6) <u>当事者間で権利に関する協議を行う旨の〔書面による〕合意があったときは、次に掲げる期間のいずれかを経過するまでの間は、時効は、完成しないものとする。</u></p> <p>ア 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の〔書面による〕通知をした時から6か月</p> <p>イ 上記合意があった時から〔1年〕</p> <p><u>(注)上記(6)については、このような規定を設けないという考え方があがる。</u></p>	
<p>第37 契約各則 共通論点</p> <p>2 強行規定と任意規定の区別の明確化</p> <p>契約各則の規定のうち、どの規定が強行規定であり、どの規定が任意規定であるかを条文上明らかにすることが望ましいとの考え方について、前記第28（法律行為に関する通則）、</p> <p>3（強行規定と任意規定の区別の明記）の議論との整合性に留意しつつ、強行規定かどうか</p>	なし	不当条項規制関係（現行第10条）

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
を区別することの可否やその程度、区別の基準の在り方、区別をする場合における個々の規定の表現等を含め、検討してはどうか。		
<p>第40 売買 売買の効力（担保責任以外）</p> <p>4 その他の新規規定</p> <p>(3)消費者と事業者との間の売買契約に関する特則</p> <p>消費者と事業者との間の売買契約においては、消費者である買主の権利を制限したり消費者である売主の責任を加重する条項の効力を制限する方向で何らかの特則を設けるべきであるとの考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p>	なし	売買契約
<p>第44 消費貸借</p> <p>1 消費貸借の成立</p> <p>(3)目的物の交付前における消費者借主の解除権</p> <p>仮に消費貸借を諾成契約として規定する場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、利息の有無や書面の有無を問わず、貸主が目的物を借主に交付するまでは、借主は消費貸借を解除することができるの特則を設けるべきであるという考え方が示されている。このような考え方の当否について、そもそも解除によって借主がどのような義務から解放されることを想定しているのかを整理する必要があるとの意見や、その適用場面を営業的金銭消費貸借（利息制限法第5条）の場合にまで拡張して、借主が事業者であるものも含めるべきであるなどの意見があることも踏まえて、更に検討してはどうか。</p>	<p>第37 消費貸借</p> <p>1 消費貸借の成立等（民法第587条関係）</p> <p>民法第587条の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 消費貸借は、当事者の一方が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその物を受け取った後にこれと種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずるものとする。</p> <p>(3) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなすものとする。</p> <p>(4) <u>上記(2)又は(3)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、その消費貸借の解除をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、</u></p>	不当条項規制（損害賠償予定条項との関係）

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
	<p>借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)又は(3)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失うものとする。</p> <p>(注)上記(4)第2文については、規定を設けない(解釈に委ねる)という考え方がある。</p>	
<p>4 期限前弁済に関する規律の明確化</p> <p>(2)事業者が消費者に融資をした場合の特則</p> <p>仮に、返還時期の定めのある利息付消費貸借においても期限前弁済をすることができることを条文上も明らかにする場合には、貸主が事業者であり借主が消費者であるときに、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることが許されるとの特則を設けるべきであるとの考え方が示されている。このような考え方の当否について、その適用場面を営業的金銭消費貸借(利息制限法第5条)の場合にまで拡張して、借主が事業者であるものも含めるべきであるなどの意見がある一方で、期限前弁済があった場合に貸主に生ずる損害を賠償する義務を負うことは交渉力や情報量の格差とは関係しないという意見があることも踏まえて、更に検討してはどうか。</p>	<p>6 期限前弁済(民法第591条第2項、第136条第2項関係)</p> <p>民法第591条第2項の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1)当事者が返還の時期を定めなかったときは、借主は、いつでも返還をすることができるものとする。</p> <p>(2)当事者が返還の時期を定めた場合であっても、借主は、<u>いつでも返還をすることができるものとする。この場合において、貸主に損害が生じたときは、借主は、その損害を賠償しなければならないものとする。</u></p>	<p>不当条項規制(損害賠償予定条項との関係)</p>
<p>5 抗弁の接続</p> <p>消費貸借の規定の見直しに関連して、消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合に、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができる(抗弁の接続)との規定を新設するべきであるとの考え方が示されている。このような考え方の当否について、民法に抗弁の接続の規定を設けることを疑問視する意見があることも踏まえて、更に検討してはどうか。</p> <p>また、その際には、どのような要件を設定すべきかについても、割賦販売法の規定内容をも踏まえつつ、更に検討してはどうか。</p>	<p>なし</p>	<p>決済関係</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>第45 賃貸借</p> <p>7 賃貸借の終了</p> <p>(2)賃貸借終了時の原状回復</p> <p>賃貸借の終了時における賃借人の原状回復に関して、使用貸借についての簡略な規定（民法第598条）が賃貸借に準用されるのみである（同法第616条）という現状を改め、収去権とは区別して、賃借人の原状回復義務の規定を整備する方向で、更に検討してはどうか。その際には、賃借物に附属させた物がある場合と賃借物が損傷した場合の区別に留意し、後者（賃借物の損傷）に関しては原状回復の範囲に通常損耗の部分が含まれないことを条文上明記することの当否について、更に検討してはどうか。これを条文上明記する場合には、賃貸人が事業者であり賃借人が消費者であるときはこれに反する特約を無効とすべきであるとの考え方が併せて示されているが、このような考え方の当否についても、更に検討してはどうか。</p> <p>また、「現状に復して」（同法第598条）という表現は分かりにくいという指摘があることから、これに代わる適切な表現について、検討してはどうか。</p>	<p>第38 賃貸借</p> <p>13 賃貸借終了後の収去義務及び原状回復義務（民法第616条、第598条関係）</p> <p>民法第616条（同法第598条の準用）の規律を次のように改めるものとする。</p> <p>(1) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する権利を有し、義務を負うものとする。ただし、賃借物から分離することができない物又は賃借物から分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでないものとする。</p> <p>(2) <u>賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を現状に復する義務を負うものとする。この場合において、その損傷が契約の趣旨に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によって生じたものであるときは、賃借人は、その損傷を現状に復する義務を負わないものとする。</u></p> <p>(3) <u>賃借人は、賃借物の通常の使用及び収益をしたことにより生じた賃借物の劣化又は価値の減少については、これを現状に復する義務を負わないものとする。</u></p>	<p>不当条項規制関係（賃貸借契約）</p>
<p>第49 委任</p> <p>2 委任者の義務に関する規定</p> <p>(3)受任者が受けた損害の賠償義務についての消費者契約の特則（民法第650条第3項）</p> <p>委任者は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害について無過失責任を負うとされている（民法第650条第3項）が、消費者及び事業者概念を民法に取り入れる場合には、受任者が事業者であり委任者が消費者である場合の特則として、委任者が無過</p>	<p>第41 委任</p> <p>3 受任者が受けた損害の賠償義務(民法第650条第3項関係)</p> <p>民法第650条第3項の規律に付け加えて、委任事務が専門的な知識又は技能を要するものである場合において、その専門的な知識又は技能を有する者であればその委任事務の処理に伴ってその損害が生ずるおそれがある</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>失を立証すれば免責されるとの特則を設けるべきであるとの考え方がある。このような考え方の当否について、受寄者が事業者であり寄託者が消費者である場合の寄託者の損害賠償責任の在り方との整合性にも留意しながら、検討してはどうか。</p>	<p>ことを知り得たときは、同項を適用しないものとする。 (注)民法第 650 条第 3 項の現状を維持するという考え方がある。</p>	
<p>第 52 寄託 5 寄託者の義務 (1)寄託者の損害賠償責任（民法第 661 条） 民法第 661 条に対しては、委任者の無過失責任を定めた同法第 650 条第 3 項との権衡を失しているのではないかという立法論的な批判がされており、学説上、無償寄託の場合には同項を類推適用して寄託者に無過失責任を負わせるべきであるという見解が主張されていることを踏まえて、同法第 661 条の規定を見直し、一定の場合に寄託者に無過失責任を負わせるべきであるとの考え方が示されている。これに対しては、取引実務の観点からは現在の規定が合理的であって見直しの必要がないとの意見がある一方で、見直しの必要性を肯定しつつ、たとえ無過失責任が原則とされても必要に応じて寄託者の責任を軽減する特約を締結できるから、見直すことに不都合はないと反論する意見もある。これらの意見に留意しつつ、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。 仮に規定を見直す場合には、具体的な規定の在り方について、①無償寄託についてのみ、寄託者に無過失責任を負わせる考え方、②有償寄託と無償寄託のいずれについても、原則として寄託者の責任を無過失責任とするが、例外的に、受寄者が事業者で、寄託者が消費者である場合に限定して、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかった場合には免責されることとする考え方があることを踏まえて、更に検討してはどうか。</p>	<p>第 43 寄託 5 寄託者の損害賠償責任（民法第 661 条関係） 民法第 661 条の規律を次のように改めるものとする。 (1) 寄託者は、寄託物の性質又は状態に起因して生じた損害を受寄者に賠償しなければならないものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、寄託者は、上記(1)の損害を賠償する責任を負わないものとする。 ア 受寄者が有償で寄託を受けた場合において、寄託者が過失なく上記(1)の性質又は状態を知らなかったとき。 イ 受寄者が上記(1)の性質又は状態を知っていたとき。 (注) 上記(2)アに代えて、寄託物の保管が専門的な知識又は技能を要するものである場合において、その専門的な知識又は技能を有する受寄者であればその寄託物の保管に伴ってその損害が生ずるおそれがあることを知り得たときとする考え方がある。</p>	
<p>第 59 契約の解釈 1 契約の解釈に関する原則を明文化することの要否 民法は契約の解釈を直接扱った規定を設けていないが、この作業が契約内容を確定するに当たって重要な役割を果たしているにもかかわらずその基本的な考え方が不明確な状態にあるのは望ましくないことなどから、契約の解釈に関する基本的な原則（具体的な内容として、例えば、後記 2 以下参照）を民法に規定すべきであるとの考え方がある。これに対しては、契約の解釈に関する抽象的・一般的な規定を設ける必要性は感じられないとの指摘や、契約の解釈に</p>	<p>第 29 契約の解釈 1 契約の内容について当事者が共通の理解をしていたときは、契約は、その理解に従って解釈しなければならないものとする。 2 契約の内容についての当事者の共通の理解が明らかでないときは、契約は、当事者が用いた文言その他の表現の通常の意味のほか、当該契約に関する一切の事情を考慮し</p>	<p>契約の解釈</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>関するルールと事実認定の問題との区別に留意すべきであるなどの指摘がある。これらの指摘も考慮しながら、契約の解釈に関する規定を設けるかどうかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>2 契約の解釈に関する基本原則</p> <p>契約の解釈に関する基本的な原則として、契約は、当事者の意思が一致しているときはこれに従って解釈しなければならない旨の規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。他方、当事者の意思が一致していないときは、当事者が当該事情の下において合理的に考えるならば理解したであろう意味に従って解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>また、上記の原則によって契約の内容を確定することができない事項について補充する必要がある場合は、当事者がそのことを知っていれば合意したと考えられる内容が確定できるときはこれに従って契約を解釈するという考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>3 条項使用者不利の原則</p> <p>条項の意義を明確にする義務は条項使用者（あらかじめ当該条項を準備した側の当事者）にあるという観点から、約款又は消費者契約に含まれる条項の意味が、前記2記載の原則に従って一般的な手法で解釈してもなお多義的である場合には、条項使用者にとって不利な解釈を採用するのが信義則の要請に合致するとの考え方（条項使用者不利の原則）がある（消費者契約については後記第62、2①）。このような考え方に対しては、予見不可能な事象についてのリスクを一方的に条項使用者に負担させることになって適切でないとの指摘や、このような原則を規定する結果として、事業者が戦略的に不当な条項を設ける行動をとるおそれがあるとの指摘がある。このような指摘も考慮しながら、上記の考え方の当否について、更に検討してはどうか。</p> <p>条項使用者不利の原則の適用範囲については、上記のとおり約款と消費者契約を対象とすべきであるとの考え方があるが、労働の分野において労働組合が条項を使用するときは、それが約款に該当するとしても同原則を適用すべきでないとの指摘もあることから、このような指摘の当否も含めて、更に検討してはどうか。</p>	<p>て、当該契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味に従って解釈しなければならないものとする。</p> <p>3 上記1及び2によって確定することができない事項が残る場合において、当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときは、契約は、その内容に従って解釈しなければならないものとする。</p> <p>(注)契約の解釈に関する規定を設けないという考え方がある。また、上記3のような規定のみを設けないという考え方がある。</p>	
<p>第60 継続的契約</p> <p>1 規定の要否等</p> <p>継続的契約に関しては、その解消をめぐる紛争が多いことから、主に契約の解消の場面について、裁判例を分析すること等を通じて、期間の定めの有無を考慮しつつ、継続的契約一般に妥当する規定を設けるべ</p>	<p>第34 継続的契約</p> <p>1 期間の定めのある契約の終了</p> <p>(1) 期間の定めのある契約は、その期間の満了によって終了するものとする。</p>	継続的契約

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>きであるとの考え方がある。このような考え方の当否について、多種多様な継続的契約を統一的に取り扱おうとすることに慎重な意見があることや、仮に継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合には、関連する典型契約の規定や判例法理との関係を整理する必要があることに留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>2 継続的契約の解消の場面に関する規定</p> <p>(1) 期間の定めのない継続的契約の終了</p> <p>仮に継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合（前記 1 参照）には、期間の定めのない継続的契約に関し、当事者の一方が他方に対し、あらかじめ合理的な期間を置いて解約の申入れをすることにより、将来に向かって終了するとする規定を設けるかどうかについて、より厳格な要件を課す裁判例が存在するとの指摘があることも踏まえて、更に検討してはどうか。</p> <p>(2) 期間の定めのある継続的契約の終了</p> <p>仮に継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合（前記 1 参照）には、期間の定めのある継続的契約に関し、期間の満了によって契約が終了することを原則としつつ、更新を拒絶することが信義則上相当でない認められるときには、例外的に更新の申出を拒絶することができないとする規定を設けるかどうかについて、期間を定めた趣旨が没却されるなどの指摘があることも踏まえて、更に検討してはどうか。</p> <p>(3) 継続的契約の解除</p> <p>仮に継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合（前記 1 参照）には、継続的契約の解除に関し、契約当事者間の信頼関係を破壊するような債務不履行がなければ解除することができないとし、さらに、債務不履行による契約当事者間の信頼関係の破壊が著しいときは、催告することなく解除することができるという規定を設けるべきであるとの考え方が提示されている。そこで、この考え方の当否について、債務不履行解除とは別に、やむを得ない事由がある場合には、継続的契約を解除させてよい場合があるという意見があることも踏まえて、債務不履行解除の一般則や事情変更の原則との関係に留意しつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>(4) 消費者・事業者間の継続的契約の解除</p> <p>消費者・事業者間の継続的契約については、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができることとすべきであるとの考え方（後記第 62、2⑩参照）が提示されている。そこで、この考え方の当否について、検討してはどうか。</p>	<p>(2) 上記(1)にかかわらず、当事者の一方が契約の更新を申し入れた場合において、当該契約の趣旨、契約に定めた期間の長短、従前の更新の有無及びその経緯その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められるときは、当該契約は、従前と同一の条件で更新されたものとみなすものとする。ただし、その期間は、定めがないものとする。</p> <p>(注)これらのような規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。</p> <p>2 期間の定めのない契約の終了</p> <p>(1) 期間の定めのない契約の当事者の一方は、相手方に対し、いつでも解約の申入れをすることができるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の解約の申入れがされたときは、当該契約は、解約の申入れの日から相当な期間を経過することによって終了するものとする。この場合において、解約の申入れに相当な予告期間が付されていたときは、当該契約は、その予告期間を経過することによって終了するものとする。</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当事者の一方が解約の申入れをした場合において、当該契約の趣旨、契約の締結から解約の申入れまでの期間の長短、予告期間の有無その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められるときは、当該契約は、その解約の申入れによっては終了しないものとする。</p> <p>(注)これらのような規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。</p>	

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>(5)解除の効果</p> <p>仮に継続的契約一般に妥当する規定を設ける場合（前記 1 参照）には、民法上、賃貸借や委任等の解除について設けられている規定（民法第 620 条、第 652 条等）と同様に、継続的契約の解除は将来に向かってのみその効力を生ずるとする規定を設ける方向で、更に検討してはどうか。</p>	<p>3 解除の効力</p> <p>前記 1(1)又は 2(1)の契約を解除した場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。</p>	
<p>第 62 消費者・事業者に関する規定</p> <p>1 民法に消費者・事業者に関する規定を設けることの当否</p> <p>(1)今日の社会においては、市民社会の構成員が多様化し、「人」という単一の概念で把握することが困難になっており、民法が私法の一般法として社会を支える役割を適切に果たすためには、現実の人には知識・情報・交渉力等において様々な格差があることを前提に、これに対応する必要があるとの問題意識が示されている。これに対し、契約の当事者間に格差がある場合への対応は消費者契約法や労働関係法令を初めとする特別法に委ねるべきであり、一般法である民法には抽象的な「人」を念頭に置いて原則的な規定を設けるにとどめるべきであるとの指摘もある。以上を踏まえ、民法が当事者間の格差に対してどのように対応すべきかについて、消費者契約法や労働関係法令等の特別法との関係にも留意しながら、例えば下記(2)や(3)記載の考え方が示されていることを踏まえて、更に検討してはどうか。</p> <p>(2)上記(1)で述べた対応の在り方の一つとして、当事者間に知識・情報等の格差がある場合には、劣後する者の利益に配慮する必要がある旨の抽象的な解釈理念を規定すべきであるとの考え方がある（下記(3)の考え方を排斥するものではない）。このような考え方の当否について、検討してはどうか。</p> <p>(3)また、上記(1)で述べた対応の他の在り方として、抽象的な「人」概念に加え、消費者や事業者概念を民法に取り入れるべきであるという考え方がある（上記(2)の考え方を排斥するものではない）。このような考え方については、現実の社会においては消費者や事業者の関与する取引が取引全体の中で大きな比重を占めていることや、消費者に関する法理を発展させていく見地から支持する意見がある一方で、法律の規定が複雑で分かりにくくなり実務に混乱をもたらすとの指摘、民法に消費者に関する特則を取り込むことにより消費者に関する特則の内容を固定化させることにつながるとの指摘、抽象的な規定が設けられることになり本来規制されるべきでない経済活動を委縮させるとの指摘などが示されてい</p>	<p>第 26 契約に関する基本原則等</p> <p>4 信義則等の適用に当たっての考慮要素</p> <p>消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、情報の質及び量並びに交渉力の格差がある当事者間で締結される契約に関しては、民法第 1 条第 2 項及び第 3 項その他の規定の適用に当たって、その格差の存在を考慮しなければならないものとする。</p> <p>(注)このような規定を設けないという考え方がある。また、「消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）のほか、」という例示を設けないという考え方がある。</p>	<p>第 1 条 目 的</p>

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>る。これらの指摘も考慮しながら、民法に「消費者」や「事業者」の概念を取り入れるかどうかについて、設けるべき規定の具体的内容の検討も進めつつ、更に検討してはどうか。</p> <p>消費者や事業者に関する規定を設ける場合には、これらの概念の定義や、民法と特別法との役割分担の在り方が問題となる。「消費者」の定義については、消費者契約法上の「消費者」と同様に定義すべきであるとの考え方や、これよりも拡大すべきであるとの考え方がある。また、民法と特別法との役割分担の在り方については、消費者契約に関する特則（具体的な内容は後記2参照）や事業者に関する特則（具体的な内容は後記3参照）を民法に規定するという考え方や、このような個別の規定は特別法に委ね、民法には、消費者契約における民法の解釈に関する理念的な規定を設けるという考え方などがある。これらの考え方の当否を含め、消費者や事業者の定義や、これらの概念を取り入れる場合の民法と特別法の役割分担について、更に検討してはどうか。</p>		
<p>2 消費者契約の特則</p> <p>仮に消費者・事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について消費者契約（消費者と事業者との間の契約）に関する特則を設けるという考え方があるが、これらを含め、消費者契約に適用される特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消費者契約を不当条項規制の対象とすること（前記第31） ② 消費者契約においては、法律行為に含まれる特定の条項の一部について無効原因がある場合に、当該条項全体を無効とすること（前記第32、2(1)） ③ 消費者契約においては、債権の消滅時効の時効期間や起算点について法律の規定より消費者に不利となる合意をすることができないとすること（前記第36、1(4)） ④ 消費者と事業者との間の売買契約において、消費者である買主の権利を制限し、又は消費者である売主の責任を加重する合意の効力を制限する方向で何らかの特則を設けること（前記第40、4(3)） ⑤ 消費貸借を諾成契約とする場合であっても、貸主が事業者であり借主が消費者であるときには、目的物交付前は、借主は消費貸借を解除することができるものとする（前記第44、1(3)） ⑥ 貸主が事業者であり借主が消費者である消費貸借においては、借主は貸主に生ずる損害を賠償することなく期限前弁済をすることができる（前記第44、4(2)） ⑦ 消費者が物品若しくは権利を購入する契約又は有償で役務の提供を受ける契約を締結 	【前述のとおり】	消費者契約の特則

H23.4.12[中間論点整理]	H25.2.26「中間試案」	消費者契約法 関連論点
<p>する際に、これらの供給者とは異なる事業者との間で消費貸借契約を締結して信用供与を受けた場合は、一定の要件の下で、借主である消費者が供給者に対して生じている事由をもって貸主である事業者に対抗することができること（前記第 44、5）</p> <p>⑧ 貸貸人が事業者であり貸借人が消費者である貸貸借においては、終了時の貸借人の原状回復義務に通常損耗の回復が含まれる旨の特約の効力は認められないとすること（前記第 45、7(2)）</p> <p>⑨ 受任者が事業者であり委任者が消費者である委任契約においては、委任者が無過失であった場合は、受任者が委任事務を処理するに当たって過失なく被った損害についての賠償責任（民法第 650 条第 3 項）が免責されるとすること（前記第 49、2(3)）</p> <p>⑩ 受託者が事業者であり寄託者が消費者である寄託契約においては、寄託者が寄託物の性質又は状態を過失なく知らなかった場合は、これによって受寄者に生じた損害についての賠償責任（民法第 661 条）が免責されるとすること（前記第 52、5(1)）</p> <p>⑪ 消費者契約の解釈について、条項使用者不利の原則を採用すること（前記第 59、3）</p> <p>⑫ 継続的契約が消費者契約である場合には、消費者は将来に向けて契約を任意に解除することができること（前記第 60、2(3)）</p>		
<p>3 事業者に関する特則</p> <p>(1)事業者間契約に関する特則</p> <p>仮に事業者概念を民法に取り入れることとする場合に、例えば、次のような事項について事業者と事業者との間の契約に適用される特則を設けるべきであるという考え方がある。これらを含め、事業者間契約に関する特則としてどのような規定を設ける必要があるかについて、更に検討してはどうか。</p> <p>① 事業者間契約は、債務者が催告に応じなければ原則として契約を解除することができ、重大な契約違反に該当しないことを債務者が立証した場合に限り、解除が否定されるとすること</p> <p>② 事業者間の定期売買においては、履行を遅滞した当事者は相手方が履行の請求と解除のいずれを選択するかの確答を催告することができ、確答がなかった場合は契約が解除されたものとみなすこと</p> <p>③ 事業者間の売買について買主の受領拒絶又は受領不能の場合における供託権、自助売却権についての規定を設け、目的物に市場の相場がある場合には任意売却ができることとする</p>	なし	事業者間契約